

## 宋代の恩蔭制度

梅原郁

### はじめに

宋代はそれまでに例をみなかつたほど恩蔭制度が整備された時代であつたという、あるいは意外に思われるかも知れない。恩蔭は任子、蔭子、門蔭などさまざまに呼ばれるが、要するに主として父祖の官職の高下によって、子孫や親屬が自動的に官位職階を與えられる制度である。ひるがえって、隋唐あわせて三百年をこえる長い試行期間をへた後、新しい全國統一王朝となつた宋において、皇帝を頂點とした巨大な官僚體制を作りあげる骨子となつた科擧制度は、少くともその基本に、個人の能力を試験によつて公平に評價しようとする精神が横たわつてゐる。これといわば正反對の、個人の才能よりも父祖の既得權が優先する恩蔭制度が、時を同じくして整備されたということは、どのような意味を持つのであろうか。

魏晉以降の、上品に寒門なく、下品に世族なしといわれた九品官人法時代はいうまでもなく、唐代にあつても、要途の官僚はその大部分が、膏粱の家とか世胄の家と總稱される世襲の特權階級で占められていた。そこでは任子の規定も、一品官の子が正七品上に任ぜられるのはじまつてこまかく作られ、吏部で實施される身言書判の銓選試験と相俟つて、牢固とした支配階級を形成するに預つて力があつた。唐中期から五代と、長い社會變革の時代を通つた後、科擧制を軸とした君主獨裁文官官僚制が成立した宋代でも、唐の恩蔭制は必ずしも完全には崩壊せず、むしろ新しい事態に即應した形で再編成されてゆくこと

になる。

筆者は、近年、宋代に一つのピークに達したと思われる中國の官僚制度の総合的な解明に手を染めはじめている。その場合、恩蔭制度は、やはり避けて通ることのできぬ一つの重要な柱であるという気がする。この小論は、宋代の恩蔭制度とそこに含まれるいくつかの問題點を、當時の官僚制の全體像を視野にいれながら概論しようとする試みである。

なお行論に先だつて若干の用語の統一を行なつておきたい。恩蔭というとき、これまで何ら官位を持たなかつた白身人が新しくそれを與えられる場合と、既に官位を持つていた者に蔭が與えられてさらに特別昇進する場合があるが、ここではとりあえず前者を蔭補、または任子と呼んでおく。ところで、恩蔭で問題となる官の大部分は寄祿官、つまり現在の公務員の給與體系である等級號俸に近似した位階であるから、行論中、位階と書いてある時は常に實職のない寄祿官を指すと考えていただきたい。従つて恩蔭による遷官、轉官あるいは昇進という場合も、この寄祿官のランクをあげたりスライドさせたりするだけの意味しかない。なお、第六代皇帝神宗の元豐三年（一〇八〇）に官制の大改革が行なわれた際、とくに寄祿官の名稱が一新された。ただこれによつても恩蔭制度の實質は、それほど大きな内容の變動がないため、本稿では元豐以後の史料については、それ以前の寄祿官を括弧で附するにとどめた。なお寄祿官の内容やその他の官制上の用語については、拙稿「宋代の寄祿官とその周邊」〔『東方學報』京都四十八〕を御参照いただければ幸甚である。

## 第一章 恩蔭の種類

それぞれの時代について、優れたセンスで問題點を指摘する趙翼は、『二十二史劄記』の中で、「宋恩蔭の濫」という一項をたて、任子が宋代ほど無暗に與えられた時代はなく、それは倖進の門を開くだけにとどまらず、民力を盡して冗官を養うことになり、歳出は限りなく増大し、國家の長計ではないと論じている。<sup>1)</sup>

一口に宋代の恩蔭といつても、その中にいくつかの種類がある。大別すると、(1) 皇帝の誕生日である聖節、(2) 致仕と呼ばれる退官の時、(3) 死後の遺表(遺書)ならびに戦死、殉職の際、(4) 即位などの臨時的な恩典、(5) 天地の祭典である郊祀の場合に區分してよからう。そして、これらの場合場合に應じて、恩典を受ける者の官位にもとずき、蔭が及ぶ範囲と人数、與えられる位階が複雑に定められている。以下項目をわかち、關連した事柄をまじえつつ説明を加えてゆこう。

### (1) 聖節

皇帝の誕生日には、それぞれ特別な名稱がつけられ、祝賀行事が行なわれたあと、いろいろな恩典が施されるが、宋代の一期には、その中に蔭補が加えられていた。それは、二代皇帝太宗の全國統一以後で、最初は、その時々<sup>1</sup>の狀況に應じて少人数の者に恩蔭が與えられていたようであるが、治世の終りに近い至道二年(九九六)に、

壽寧節(太宗の聖節)には翰林學士と兩省(中書・門下)五品、尙書省四品以上は一子に出身を賜わる。

という詔勅が出され、子と孫が親兄弟でない<sup>2</sup>この特典はおおむね認められなかつたといわれている。ここで子孫に與えられる出身が何を指すか若干の疑問は残るが、とりあえず、科擧の進士出身、あるいは諸科の同學究出身の出身ととっておく。

それから數年をへた景德三年(一〇〇六)今度は眞宗の聖節である承天節に際し、契丹との外交交渉で活躍した曹利用が、東上閤門使という武階のかなり上位の寄祿官にいたにもかかわらず蔭補を認められず、副宰相格に近い簽書樞密院事の韓崇訓の親族がやつと右侍禁という下級武階を得た例<sup>3</sup>などに照らしても、聖節で蔭補される範圍はまだ限られていたと考えられる。しかし、眞宗時代に入って、それまでの緊縮政策が緩和され、さらに急速度で放漫に流れてゆく狀況の下では、有力者を先頭に我がちに恩補を求め、またそれが認められたよう<sup>4</sup>で、恩蔭規定の法制化が試みられる一方、早くも、郊祀や誕節の任子は、多くが年齒もゆかず、いながらにして俸祿をむさぼり、かえって苦學力行の士が下位に沈滞する<sup>5</sup>という聲があがっている。

全體、宋の恩蔭制度は、この眞宗の末期に近い大中祥符八年(一〇一五)にその骨組ができあがっており、聖節の恩補規定

第I表 大中祥符8年聖節・郊祀恩蔭一覽

	品 位	子	弟・姪・孫
宰臣・樞密、節度使（帶平章事）	正從一品格	東頭供奉官	左侍禁
樞密使・參知政事・樞密副使・宣徽使・節度使		西頭供奉官	右侍禁
左右僕射・御史大夫・文明・資政殿學士・六部尚書	正從二品格	左侍禁	左班殿直
三司使・翰林學士・侍講侍讀・龍圖・樞密直學士・上將軍・太常・宗正卿・御史中丞・尚書侍郎・留後・觀察使	正從三品格	右侍禁	右班殿直
給事中・諫議大夫・中書舍人・知制誥・待制・三司副使・防禦使以下閣門使・樞密都承旨	正從四品格	右班殿直	三班奉職
大卿監・少卿監（帶職）・刺史	正從五品格	三班奉職	三班借職
諸衛大將軍・少卿監・六部郎中・員外郎（帶職）・內諸司使	正從六品格	三班奉職	三班借職
諸衛將軍・諸司副使	武 官(特)	三班借職	

第II表 恩蔭關係文武階對稱表

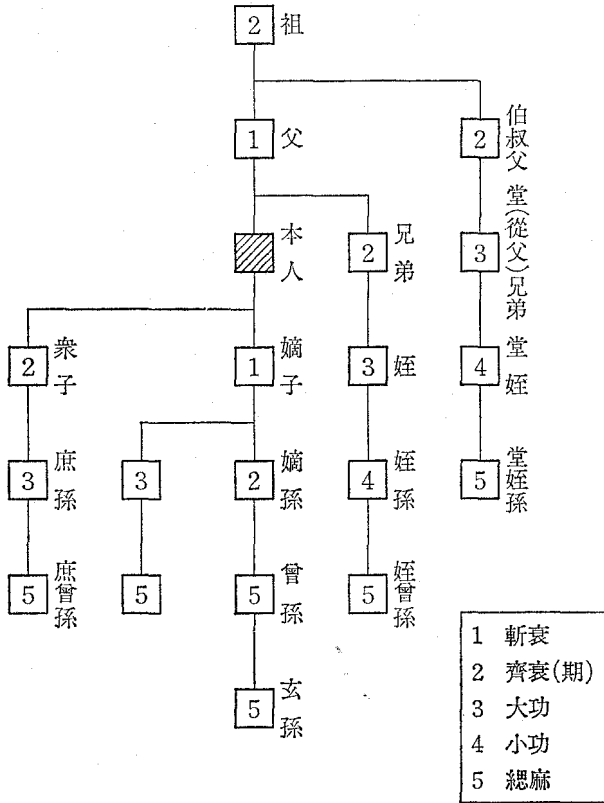
	文官（選人 京官）	武 官
下 級 選 人	試銜 太廟齋郎 郊社齋郎	三班借職
	判司簿尉（三考以上）	三班奉職
中 級 選 人	初等職官 知令錄（三考以下）	右班殿直
	初等職官 知令錄	左班殿直
上 級 選 人	兩使職官 防團判官 令錄	右侍禁
京官從九品	祕書省校書郎 正字 將作監主簿	左侍禁
	太常寺太祝 奉禮郎	
上 級 選 人	節度掌書記 觀察支使	西頭供奉官
京官正九品	大理評事	
上 級 選 人	節度・觀察判官	東頭供奉官
京官從八品	諸寺監丞	

ている點と、對象が、子と、弟・姪・孫に區分され、後のものとやや違っている點が注意される。

もその中にくみこまれている。これを表示すると上表のようになるが、讀者の便のために、蔭として與えられる文武寄祿階をあわせ、若干修正しておいた。この恩蔭表では、さしあたって、蔭補の官は東頭供奉官から三班借職までの八段階の武官寄祿官に限られ

ところで、毎年めぐつて来る聖節ごとに同一人に恩補の特權を與えては、大變な數になることは目に見えている。そこで、郊祀をはじめ承天節の恩蔭は一回の申請にとどめ何度も重ねてはいけないという詔勅や、承天節には今後、子と孫以外、ほかの宗族とすでに官位を持つ者は奏薦できないといった規制が出されることになる。しかしこうした規制は必ずしも嚴密に實施されたわけではない。たとえば、これから二十年たった仁宗の慶曆元年（一〇四一）、諫官の孫沔は次のように恩蔭制度

第Ⅲ表 恩蔭關係 本族 五服概念表



宋代の恩蔭制度

の改革を呼びかけている。<sup>(8)</sup>

景德・祥符年間にはしばしば大禮が行なわれ、廣く恩澤が施された。文官では帶職の員外郎（七品相當）、武官では諸司副使以上は郊祀ごとに、文官の知雜御史、武官の刺史以上は毎年の聖節に、いずれも、子・孫・弟・姪の蔭補を奏請することができる。皇帝の恩徳は極めて深いが、永制は確立していない。現在、臣僚と皇親、外戚は奏薦にこれといった定數がなく、多い者は十人、二十人に至り、少くとも五人から七人を下らない。賢愚を問わずすべて寄祿を貰い、おしめもとれぬのに官に連なり、さまざま出自の者も混る。

そこで孫沔は、帶職員外郎と正郎（七―六品）は一人、少卿と給諫（五―四品）は二人、丞郎（三品）は三人、尙書（二品）は四人、僕射以上（一品）は五人というように人數を制限するよう提案している。

四代皇帝仁宗の治世半ばにあたる慶曆という時代は、對西夏戰によって國初以來の諸矛盾——いかにえれば唐宋の變革の眞の結着をつけるべき諸問題——が一氣に噴出した時期でもあった。慶曆の黨議の立役者である范仲淹によって出された十ヶ條の問題提起の中にもそれがはつきりと現われているが、恩蔭の問題もその一つに含まれていた。仲淹のいう要旨は次の通りである。

眞宗時代に入つて恩蔭は急激に増加し、郊祀と聖節のたびに、知雜御史以上兩省までは子を京官（の寄祿官）に奏し、少卿監は試銜に充てるようになる。恩補が毎年あるとなれば、たとえば翰林學士以上の要職にいる者は、二十年間で、子孫兄弟二十人の京官ができることになる。これは濫進の極みというべきで、冗官冗費、ひいて人民の苦しみを招く。そこで毎年10の聖節の恩補は廢止すべきである。

この上奏文や、數年のち張方平が、文臣の少卿監（從五品）以上は毎年子弟を奏蔭するといつてるところに照しても、聖節の恩蔭が高官一人一人に毎年與えられていたことは明らかである。孫沔や范仲淹たちは至極當然の正論を述べているわけだが、ことが高級官僚個々人の利害と最も密接にかかわっている以上、改革案がただちに額面通り採擇されることはむずかしい。仲淹の上奏が出た直後に、將來、聖節の際、大卿監（正五品）以上が恩澤を請い求めれば、從來通り與えるといふ恩旨が發布11されていることからそれがうかがえよう。

しかし、大勢として、科擧以外の任子を中心としたいわゆる流外出身者が著しく増加し、なかでもあまり能力のない恩蔭出身が巾をきかせ、惡貨が良貨を驅逐する狀況が顕在化し、さらに、差遣と呼ばれる實職ポストに常に三倍以上の人員が豫定12され、その場合も、恩蔭出身の方が有力な保證人の後盾で有利な立場にたちやすいということになってくると、いかに特權階級の共同の利害といつても、どこかで制限を加えざるを得ない狀況に迫込まれる。

范仲淹の上奏から六年をへた皇祐二年（一〇五一）、御史の何郟は、平均三年間に千人以上という恩補その他の入官者を制限する一策として、仁宗の聖節である乾元節の任子を子と孫に制限し、それ以外の期親——一年の喪のかかる親族、つまり齊衰期——は郊祀一回、そのほかの親族は郊祀二回に一蔭を與えるよう提案した13。そして五年のちの嘉祐元年（一〇五六）、李柬之の上奏が認められて、聖節の任子は、臣僚に關する限り廢止されることに決定した14。この李柬之自身が宰相李迪の長子で、恩蔭出身にもかかわらず、後述する進士出身の資格を獲得し、龍圖閣直學士という高い館職を持つ人物であつたことは、特權階級の内部でも恩蔭對策を眞劍に考えざるを得なかつた當時の狀況を浮彫りにしていると言つてよからう。ともあれ、宋

代聖節の恩補は、北宋前半期六十年間で幕を閉じた。

(2) 致仕

官職を君王にかえすことを原義とする致仕という言葉は經書に由來するが、宋代では停年退官と考えていただければよろしかろう。致仕の年は七十歳が標準だが、それより以前に退職する場合は引年致仕と呼び、またそれが本来意味する、官職すべてをかえして自身に戻りたくてではなく、實職を離れるだけであるから、守本官致仕という表現も使われる<sup>16</sup>。こうした致仕官に對しては、致仕の時にその寄祿官をあげてやり、以後それにもとづいて俸給の半額をいわば年金のかたちで支給するわけだが、宋代にはこれに恩蔭が加えられる。

いったい七十致仕というのは、現在の國公立大學の停年制にも似たいわば申し合わせのようなもので、必ずしも嚴密に罰則を設けて法規で規定されていたというわけでもない。高官、とくに皇族、外戚關係者の多い上級武官たちは、恩蔭をはじめとした特權をできるだけ長く享受しようと七十致仕を承服しない場合も少くない<sup>18</sup>。従って高齢者退職の問題は冗官冗員問題とも密接に關連し、政府は硬軟兩様の構えで對處せざるを得なくなる<sup>19</sup>。致仕官に恩蔭を授與することは、そうした恩典によつて七十致仕を圓滑に行なう含みも擔っていた。

致仕官の子弟に恩補が與えられている例は早く太祖時代にも見られるが、きちんとした制度ができるのはずっと遅れて、仁宗の天聖四年(一〇二六)以後のことになる<sup>21</sup>。まず郎中(六品)以上で致仕した者には一子に官を與えることを例とするときめられ、數年のちの明道元年(一〇三二)には、員外郎以上で致仕した者はその子を祕書省校書郎(京官從九品)に、三丞(御史)以上は太廟齋郎(選人待遇)を與えることになっている<sup>23</sup>。致仕恩補の規定は、これより二十數年後の嘉祐元年の恩蔭大削減の時に、大兩省(中書・尙書)以上はこれまでより一ランクおろし、郎中と員外郎は、子か孫、あるいは弟か姪一人を奏薦し、同宗無服の親は奏薦できない。三丞以上は恩補が削られ、親屬の官員に優便官(希望の實職ポスト)が與えられるよ

う改正された。<sup>(24)</sup>ただ、この改正ものに變更がくりかえされたようで、南宋の『慶元條法事類』によると、臣僚致仕の時は、(イ)かつて宰相となり、また現に三少、使相(節度使と同平章事の肩書を一緒に持つ者)は三人、(ロ)執政官、三少、使相であつた者と現に節度使の肩書を持つ者は二人、(ハ)太中大夫(文)と右武大夫(武)、かつて尙書省の侍郎、諫議大夫に任ぜられた者と侍御史は一人となつている。<sup>(25)</sup>因みにこの『慶元條法事類』には恩蔭關係の令・勅・格・式が豊富に載せられているが、恩蔭を與えられる中級致仕官の規定を一つひいておこう。

諸々の中大夫(元豊以前でいへば祕書監、正五品)から、朝奉郎(員外郎、正七品)まで(文階)と、武功大夫(皇城使)から武翼大夫(供備庫使)まで(諸司使と總稱される武階)で、致仕を乞うて轉官(自身の陞階)を望まぬ者は、辭令を受けてから三日以内に、州が保證した書類を揃え、本宗の總麻以上の親一人を蔭補することを許す。うち文官で館職を帯び、武官で遙郡刺史の肩書を持つている場合は、ほかに親族一名の恩澤を乞うことができる。<sup>(26)</sup>

さて、致仕官の恩蔭に對しても批判的な意見をまま見ることができると。たとえば南宋末の有名な政論家葉適は、任子の弊害の一つとして、員外郎致仕の蔭補を槍玉にあげ、選人から、舉主(推薦保證人)を得て京官にのぼれば、員外郎まで來てもせいぜい州の副知事で、功績といつてもとりたてていふ程のことはなく、それが致仕したからとて任子するとは、義に叶わず、天子の恩徳としても妥當でないときめつける。<sup>(27)</sup>こうした反對論のためもあるが、致仕官の蔭補にはいろいろこまかい手續が設けられていた。話しが横道にそれるが、その一つを紹介したい。

致仕蔭補の申請を受けた該當の州では、申請書と本人ならびに蔭を受ける子弟の家狀に、保證狀を添えて、馬遞で中央に送達する。政府の辭令が到着し、致仕者本人が直接それを受取つてはじめて恩蔭が發効した。すでに北宋の早い時期にこの手續をめぐるトラブルがみられる。すなわち、虞部郎中(從六品)の魯傑は九月七日に致仕の申請を提出し、十月七日に勅(辭令)が下され、その子九齡を試校書郎(試銜)に蔭補することになったが、傑は辭令の届く前の九月二十五日に死亡したため、この恩典は無効だという議論が出た。<sup>(28)</sup>この時は特別許可の詔勅が出されたが、先の葉適の言にもあつたように、七品から六品の



員外郎から郎中というところで致仕するような官員は、必ずしも優秀な人物とはいいいくだけに、逆に彼らにしてみれば、恩蔭の形で何としても官位を繼承させ、職役免除などの官戸としての特権をはじめ、社會的地位や財産の保全をはかることは高級官僚よりもいっそう眞劍であるとさえ考えられる。北宋元豐年間（一〇六八—一〇七七）の書といわれる楊延齡の『楊公筆錄』には、そうした事情を裏書きするような一話をのせている。

徽州の知事だった廖子孟が病氣にかかった。五、六歳の愛兒のために彼は致仕の恩例を得ようと考えた。しかし法規では自分自身が辭令を受取つて始めて恩蔭が發效する。病状はすすみ、藥も喉を通らず、まわりでは早くも柩などが用意されている。こうして十數日たち、人々はもう亡くなったのではないかと思つていたところへ辭令が送られて來た。同僚の副知事と仲の悪かつた廖は、人をやつて直接それをベッドに届けさせたが、辭令が來たと告げられると、目を開いて起きあがり、笑をうかべて兩手で拜領し、それが終ると長逝してしまつた。（二〇）

この話のような事件はよく起つたとみえ、北宋の徽宗の宣和年間にも、朝請郎から朝奉郎（元豐以前の員外郎）の蔭は辭令が出されれば、本人が亡くなつても蔭補されるが、中大夫（祕書監 正五品）以下は、致仕を求めても受勅が生存中でなければ恩を與えられず、病氣にかかつてから致仕の恩を求めた家では、本人が死亡すれば喪をかくして期限に間に合わそうとしていると述べられている。中大夫より一階上の太中大夫（從四品）以上ともなれば、次に述べる遺表の恩に預ることもできるが、五・六品の中級官僚はそれがなく、在職中もし重病にかかれば、致仕を願ひ出て何とか蔭をとつておこうとした心情がうかがえるのである。（二一）

### (3) 遺 恩

蔭補が認められる第三は主として高官がなくなつた時の遺表（遺書）にもとづく恩蔭と、それとは逆に下級武官、地方の警察署長などが戦死や殉職した場合の弔慰をかねた論功行賞である。

前者は當時の用語では遺表の恩と呼ばれる。『宋史』によれば、遺表蔭補は、(イ) かつて宰相になった者及び現任の三少と使相は五人、(ロ) かつて執政（副宰相）だった者及び現任の節度使は四人、(ハ) 太中大夫以上は一人、(ニ) 武臣の諸衛上將軍と承宣使（節度使につぐ高位でもと留後といった）は四人、觀察使は三人とされている。いずれについても總麻以上の親を對象として、服喪と長幼の序に従って恩補が與えられる。<sup>32</sup> 遺表の恩蔭に浴する者は一見して明らかに文武ともに最高級官僚もしくは外戚で、當然これまでも數々の恩蔭を得て來た人たちである。このため『慶元條法事類』などをみても、かなりこまかな規定が作られていることが知られる。例えはこの恩蔭は子供に長幼順に與えられるが、もし子が官を持つておれば、子供たちの各房の最長孫一名に與え、次に諸子各房の順序に従って諸孫に與えてゆくといった規定もその一つである。<sup>34</sup> またこの恩蔭は申請の有効期限が最初で十年もあり、のちに十五年という長期に延長されている。<sup>35</sup> すでに子孫ほとんどが恩蔭を受け、残った分を遺表の恩の該當者の顔さえ知らぬ孫や曾孫に與えることも、これで可能となる仕組である。

遺表の恩は南宋では上述したような基準があるわけだが、實例を調べてみると、少くとも北宋では、こうした基準だけで遺表の恩がすんでいたように思われぬ。まず宋初の例を拾うと、南唐征服の總司令官として活躍し、のち樞密使（執政）にまで進んだ曹彬が亡くなった時には、親族、門客、親校で官を拜する者十餘人と言われる。<sup>36</sup> 彼には璨、珣、璋、玘、珣、琬、琮の七人の男兒がおり、玘が文官となった以外、名將の譽れ高かった曹瑋をはじめ、すべてが當時すでに武官に蔭補されて活躍しており、ここでいう親族の中には當然入っていなかったと思われる。なおこの曹彬の孫の曹佾は姉が仁宗の皇后であったことをかさにきて、高い位階を次から次へと手にいれたが、その遺表骨肉恩澤は十人といわれている。<sup>37</sup>

また景德元年（一〇〇四）、五十八歳で薨じた宰相李沆の場合は、三人の弟と、一子と甥、そして妻の兄の子にいずれも同進士出身を賜わったとある。全員が同進士出身という點は疑問が残るが、弟の贄、源、維と、一子の宗簡、そして甥の蘇昂と、妻の兄の子朱濤に蔭補が與えられたことは『宋史』の本傳に照して疑いない。<sup>38</sup>

さらに下ると、英宗擁立に大功があり、また宋の新興官僚の頂點にたつ宰相韓琦の遺奏の恩が目につく。熙寧八年（一〇七

五)、琦の喪があけるのを待って、遺奏により息子の忠彦は直龍圖閣の館職を與えられ、孝彦、純彦、粹彦は一任(三年の實職經歷)をのぼし、端彦は一官を遷し、孫の治は進士出身、子の嘉彦と孫の澡、治、誠、娘の子王幾道が文階を按排された。<sup>39)</sup>『琬琰集刪存』におさめられている李清臣の韓忠獻公琦行狀によって確かめると、神宗の娘齊國公主と結婚して駙馬都尉となつた末子の嘉彦は、武官のくせに文階の大理評事(正九品)を受け、幼い孫たち及び王景修に嫁いだ長女の子王幾道が大理寺丞や太常寺太祝などの京官寄祿官を貰つたことが判る。

こうしたいくつかの例からうかがえることは、成程遺表の恩の人数は曹佺のような外戚の特例で十人、宰相で五人程度であつたかもしれぬが、それは蔭補の人数に限られ、それ以外の遷官は別に存在し、また蔭補も京官寄祿とか、賜進士出身とか典型的なものが多いということである。遺表の恩は、高級官僚にとつて、これまで何十人と得てきた子孫・親族への恩補の總仕上の意味を持っていたといつてよからうか。

いま一つの遺恩は、王事のために歿した人たち、つまり戦死あるいは殉職者に対する恩蔭である。その法制上の規定は、やはり『慶元條法事類』卷十二の「没於王事」にいくつかの勅令が見えるが、要するに戦死した將校クラスの軍人、あるいは軍事活動、盜賊逮捕などに際して殉職した縣尉(縣の警察署長)や巡檢(廣域パトロール部隊長)などの子弟に下級の武階か、選人格の位階が授與されるにほかならない。『長編』を調べるとこうした實例を六十近く検出することができる。<sup>40)</sup>

この恩蔭を受ける者は、武官、文官を問わず、その殆どが科擧出身者ではなく、また中央政府へ進出することともまず望まない人たちがかりである。戦歿した將校たちの位階は、三班借職から内殿崇班に至る十段階の使臣あるいは三班使臣と呼ばれる最も低い武官グループであり、文官になおすと表Ⅱで明らかのように、その大半は京官にも入らぬ選人クラスという感覺で眺められる存在である。その子弟に與えられる蔭は、戦功の狀況や本人の地位などと關係し、その數や位階にきちんとした法規があつたとも思えないが、大まかなところ、武官の場合は最下級の三班借職か奉職、文官では郊社齋郎か太廟齋郎が普通だつたと言える。なお元豐の官制改革の直後には、戦歿、殉職者の親屬を承奉郎(文官従九品)以上、使臣、三班差遣・借差

・殿侍（この三者は借職以下で武官の選人に相當する）に録用した場合、年が若くて職務につかぬ時でも俸錢と衣糧は支給すると規定されている。<sup>(4)</sup> 蔭補される人数は多くても三人どまりで、<sup>(42)</sup> 高級官僚の恩蔭ほど影響はなかったかもしれないが、とくに西北邊境地域の將校クラスの軍官の世襲という點などでは若干問題となろう。元豐五年（一〇八二）の秋、陝西省延安の北、無定河に沿う要地永樂城が西夏の包圍軍に攻めおとされ、蕃漢の官員二三〇人、兵一萬二千が全滅した時には、將校クラス九〇人に對して、奉職、借職一五六名を中心に、四百人近い人たちに戦死の恩蔭が與えられているのである。<sup>(43)</sup>

(4) そ の 他

上述した三種の恩蔭と次に章を改めて説明する郊祀の恩のほか、なお臨時に恩補が與えられることがあった。その中で目につく二三を拾っておきたい。

まず皇帝即位の大典に際し、各路の轉運使や提點刑獄、あるいは州軍の知事たちが親屬を國都に派遣して、慶賀の上表をたてまつるならわしがあるが、この賀即位進奉人に對して、恩補が適用される。それはすでに二代皇帝太宗の即位の時に行なわれ、試銜と三班が與えられたことが知られる。<sup>(44)</sup> また乾興元年（一〇二二）、四代皇帝登極の時の進奉人には、進士科、諸科を受験したことがある者は試大理評事と試祕書省正字に、その他は試校書郎とし、形式的に學士院で試験を行なわせ、それを受けない場合は太廟齋郎にとどめるといふ四等に分けた恩補が實施された。<sup>(45)</sup> 仁宗をついで英宗が即位すると、諫官であつた司馬光は、この恩蔭を廢止しよう提言した。この時は、轉運使以下に對して、官職の高下、親族の遠近を問わず一例に恩澤を及ぼし、三班の軍職か、幕職州縣官に任じ、親屬でなければ太廟齋郎か差使殿侍（三班以下の武官）にする豫定であつた。司馬光は、これは五代藩鎮時代の御氣嫌とり政策の名残りであつて、もし進表人がすべて官を貰えば入仕の人が數百人も増えること述べて、五服以内の親屬は順序をつけて一官を與え、それ以外は金帛を與えるといふ改革案を唱えた。<sup>(46)</sup> しかし結局のところは、この恩典はそれ以後も繼續して行なわれたようである。

次に目にふれる恩補としては、自己の著作や藏書を獻納した場合、いわば文化事業への貢獻の代償という形で出されるケースである。その實例の一部は『宋會要輯稿』崇儒の「獻書陞秩」に集められているが、とくに胡旦の恩蔭が目立っている。彼は太平興國三年（九七八）の狀元であったが、宰相趙普と盧多遜を非難したため太宗の怒りを買ひ、のち眼を患らったことも手傳つて、將作監（從五品）で致仕した。晩年、春秋の意をもって漢四百年の歴史を綴った『漢春秋』を獻じ、實力者王欽若の口ききも手傳つて、致仕官を祕書監（正五品）にひきあげられ、その子彬は將作監主簿（從九品）を與えられた<sup>(47)</sup>。それから四年近くたって、且はこんどは『演聖通論』七十二卷をはじめ、『唐乘』『五代史略』など總計二百卷以上の著作をたてまつり、子の彬がやはり將作監主簿に補せられた<sup>(48)</sup>。さらに七年をへて、恐らく且の歿後であろうが、妻の盛氏が『續演聖論』を獻じ、その姪の拱辰が太廟齋郎を貰っている<sup>(49)</sup>。このような文化業績に關連する恩蔭は、ほかに、『寶訓』<sup>(50)</sup>や『國史』、『實錄』<sup>(51)</sup>などの編纂に携さわつて病歿した者にも與えられ、その他、官員の孝子、狀元のあまりできの良くない子弟に對する特例なども散見する。ところで、宋の恩蔭は（5）の郊祀大禮と最も深く結びついている。以下章を改め、宋代に於ける恩蔭制の變遷とからめて論ずることにしたい。

## 第二章 恩蔭制度の推移——大禮を中心に——

天の子であり、地上における最高權力者である皇帝は、三年に一度、國都の南郊にしつらえられた祭壇（天壇）で、天地を中心に、あらゆる神々、山川や祖先を祭るならわしである。宋のころになると、この大ページェントは、皇帝の權威の誇示とともに、現實的には一種のボーナスをはじめとした恩典授與や大赦などの定期的儀式的の意味もない、單なる空疎で無用な行事では決してなかった。

『宋史』の本紀をもとに、『皇宋十朝綱要』その他を使って調べてみると、宋代三一九年の間に郊祀は九十八回以上を數え、

國初草創期と南宋末を除くと、ほぼ三年に一回、正確に實施されている。宋代の郊祀の外面的な特長として、仁宗の嘉祐元年（一〇五六）に始まる明堂の大禮が組みこまれていた點をあげられよう。これは簡單に言えば、南郊天壇で大規模に郊祀を行なうかわりに、宮中の明堂で大禮をすましておく一種の省略形式にほかならない。ただ、郊祀が十一月に行なわれるに對して、明堂大禮は九月で、むろん兩者どちらかが三年に一回あり、恩典は全く同じに與えられる。なおつけ加えれば、北宋時代は、五十回にのぼる大禮の大部分が郊祀で、明堂は八回にすぎぬのに對し、南宋時代は郊祀十七回に明堂は三十一回と顯著な相違があらわれている。特に嘉定八年（一二二五）以降、最後に大禮が實施された度宗の咸淳八年（一二七二）までの五十數年は咸淳元年正月の郊祀を除き、一八回の大禮が悉く明堂で行なわれており、こうしたところからも、宋朝の盛衰や國情の推移が窺えるが、それはさておき、この郊祀大禮で與えられる恩補の制度に話しをうつすことにしたい。

三代皇帝眞宗時代に宋朝自身の恩蔭制度が形を整えるまでは、おおむね唐の制度が沿用され、少しづつそれに手直しが加えられていった。太祖は、文武五品官以上の蔭子を認めたが、任子の位階はすべて攝大祝(53)といわれた一方で、宰相の子が起家する時は水部員外郎（正七品）を加える例を作ったり、後の時代から見ると必ずしも統一がとれてはいなかった。眞宗治世の中ばすぎ、封禪をはじめとしたお祭り騒ぎの大盤振舞いが一段落した時點で前章表 I のような恩蔭制度が發布される。この表だけでは十分おもてに現われてはいないが、唐の制度を下敷きにしつつもやはりそれと違って宋独自の性格がいくつか指摘できる。唐の恩蔭制は五品以上ということが一つの原則になっている。ところが、宋初の官制は、唐代の三省六部制を建前として濫存しつつ、宦官政治や節度使支配體制の中で生み出され、また五代から宋にかけて、現實の政治の必要に應じて新しく作られた官職を複雑に絡ませてできあがっている。新しい官職、日本流に言えば、最も廣い意味での令外の官を、どのように恩蔭體系の中に組みこんでゆくかが當面の問題となってくる。大中祥符八年の恩蔭規定に先だち、元年から二年にかけ、路の長官である轉運使と提點刑獄には、文武官品を問わず、子または弟・姪・孫に恩を與えることを認め、また師團長クラスに相當する都眞候にも蔭補が授けられているのはその一例である。(55) これら數多くの令外の官は、舊來の三省六部の官職體系と組合わさ

れて、雜壓と呼ばれる一本化した序列が完成されるが、それは同時に宋の新しい恩蔭體系の枠ができあがった時でもあった。

それに加えて注意されるべきは、宋の蔭補の親屬範圍の廣さである。仁宗の末年、やはり恩蔭制の改革を叫んだ范鎮の言葉を借りれば、<sup>56</sup>唐代では五品以上が孫、三品以上が曾孫に蔭を及ぼせるにすぎず、兄弟、叔姪などは對象とできなかった。宋でそれが崩れた理由は、國初、人材を集めるためにとられた優遇措置の名残りであるという。なおこれに關連して王栒は、國初はとりたてて服喪の遠近にかかわらなかつたが、天聖四年（一〇二六）に至つて無服の親屬の蔭補が認められなくなつたと書いている。<sup>57</sup>こうして、蔭補される親屬の範圍は大中祥符には、子孫弟姪の四段階に統一されたが、次の慶曆の規定ではさらにそれがこまかく分けられている。そして高級官僚になればなるほどその枠が擴つていたのである。

さて、前章でも指摘しておいたように、大中祥符の恩蔭表では、蔭補される官は武官に限られている。それまでの實例から考へて、任子がすべて武階で統一されたとはやや考へにくい<sup>58</sup>が、天聖五年（一〇二七）、翰林侍讀學士だった孫奭がすべて武階の右班殿直に蔭補された四人の孫を文階にかへて欲しいと奏請した時に、近勅で、今後、文官はただ文資を蔭として求めることができる<sup>58</sup>といつてるところからみて、短期間ではあるが、武階が被蔭補者の基準とされたのであろう。史料面で文階の規定が明白にあらわれるのは天聖八年である。それは、かつて中書、樞密や節度使に任命された者、つまり宰相クラスの子弟で、まだ推恩を受けていないケースであるが、子は校書郎か三班奉職、弟・姪・孫は試寺監主簿<sup>59</sup>ということになっている。

仁宗の慶曆年間、恩蔭改革の聲が高まると、祥符八年の規定に手直しが加えられる。これより先、范仲淹は、

今後は、兩府（中書と樞密）、兩省官などは、大禮に遇えば一子を京官に奏請し、弟・姪・骨肉の場合は試銜とする。轉運使や提點刑獄その他の各官は到任してから二年、あるいは在任二周年ではじめて恩蔭を許す。<sup>60</sup>

ように提案したが、こうした恩蔭削減の意見をとられ、慶曆三年十一月（一〇四三）、宋の恩蔭規定の決定版ともいふべき新制度が公布される。次頁に、元豐三年の官制改革以後に變更された寄祿官の稱號もあわせてそれを表にしておく。

では、このように職位によつて區分された恩蔭が大禮の場合には何人くらいの人數に與えられたのだろうか。『宋史』職官

志の臣僚大禮蔭補の項を見ると、いちおう、(イ) 宰相と執政官は本宗、異姓、門客と醫人各一人、(ロ) 東宮三師と三少から諫議大夫は本宗一人、(ハ) 寺監長貳以下、郎中、侍御史、司諫などは子か孫一人と書かれている。<sup>(61)</sup>ところが十二世紀の終り南宋

第IV表 慶曆三年 文官恩蔭表

官位	親屬	元豐以前	元豐以後
三公 宰相 使相	子	諸寺監丞	承承登承承登承承登承承登
參知政事 樞密使 樞密副使	期餘	校書郎・正字	承承登承承登承承登承承登
宣徽使	子	太祝・奉禮郎	承承登承承登承承登承承登
僕射 節度使 六部尚書	期餘	校書郎・正字	承承登承承登承承登承承登
太子三少 文明殿學士 觀文殿大學士	子	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登
御史大夫	期餘	正字	承承登承承登承承登承承登
三司使 翰林學士 翰林侍講、侍讀	子	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登
左右丞 六部侍郎 龍圖、樞密直學士	期餘	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登
太常、宗正卿 御史中丞	子	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登
給事中 諫議大夫 中書舍人	期餘	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登
知制誥 待制 三司副使	子	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登
知雜御史	期餘	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登
大卿監 帶職少卿監	子	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登
	期餘	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登
少卿監	子	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登
	期餘	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登
六部郎中 帶職員外郎	子	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登
	期餘	諸寺監主簿	承承登承承登承承登承承登

の慶元時代の薦擧格では、(イ) 宰相と開府儀同三司(文階の最高)は十人、(ロ) 執政官と太尉は八人、(ハ) 太中大夫(文階從四品以上)と侍御史、節度使から觀察使(高級武階)は六人、(ニ) 中大夫から中散大夫(文階五品)、通侍大夫から右武大夫(横班といわれる上級武階)は四人、(ホ) 朝議大夫から館職を持つ朝奉郎(文階六品)と武功大夫から武翼大夫(諸司使といわれる中級武階)は三人とかなり多い數字があげられている。それにも増して驚かされるのは、この條法事類の人數が、それより先淳熙九年(一一八二)に三分の一に削減された結果であるという點<sup>(62)</sup>である。

もしそうとすれば、南宋の前半期には宰相は一回の郊祀大禮で三十人の蔭補が可能であった計算になる。恐らくこうしたことは、北宋の蔡京時代に始まる事態だと考えられるが、<sup>(63)</sup>蔡京や秦檜が權力の座を維持し、獨裁力を發揮した裏には、この蔭補のキャラクターも何がしか預って力があつたのではないだろうか。これでは、親祀の年に



第V表 慶曆三年 武臣恩蔭表

官位		元豐以前	元豐以後
使相	子 期	東頭供奉官	乘忠義郎
樞密使	親 餘	左侍班頭	左承忠節郎
樞密副使	子	西頭供奉	西成承忠節郎
節度使	親 餘	右侍班頭	右成承忠節郎
統軍	子	右侍班頭	右成承忠節郎
上將軍	親 餘	右班頭	右成承忠節郎
節度、觀察留後	子	右班頭	右成承忠節郎
觀察使	親 餘	右班頭	右成承忠節郎
內客省使	子	右班頭	右成承忠節郎
客省使	親 餘	右班頭	右成承忠節郎
引進使	子	右班頭	右成承忠節郎
防禦使	親 餘	右班頭	右成承忠節郎
四方館使	子	右班頭	右成承忠節郎
樞密都承旨	親 餘	右班頭	右成承忠節郎
閣門使	子	右班頭	右成承忠節郎
正任刺史	親 餘	右班頭	右成承忠節郎
諸衛大將軍	子	右班頭	右成承忠節郎
內諸司使	親 餘	右班頭	右成承忠節郎
樞密院副承旨	子	右班頭	右成承忠節郎
諸衛將軍	親 餘	右班頭	右成承忠節郎
內諸司副使	子	右班頭	右成承忠節郎
樞密院承旨	親 期	右班頭	右成承忠節郎

しか蔭補が認められず、二回目で期親、四回目で大功以下の親の任子が許可されるといったこまかい規定だが、要するに、これまで恩蔭の範囲に入っていた親屬をできるだけ減らし、既に官位についている者を希望する任地にやつたり、勤務評定を加

宋代の恩蔭制度

五一七

は任子が四千人もあり、十年たてば一萬二千人という南宋初めの中書舍人趙思誠の嘆きもあながち誇張とはい

きれない。  
大禮を中心とした莫大な数の被恩蔭者が實際にどのよう  
に官界で活動するかについては章を改めて述べることに  
し、今少し制度の推移に筆をさいておきたい。慶曆の  
改正によっても、恩補の數にさしたる變化はなく、先に  
あげた何郷は、服紀の親疎を制限するだけでは駄目で、  
それに年月の長短を組合わせるよう上奏した。つまり、  
血縁が薄くなるにつれ、蔭補は郊祀二回あるいは三回に  
一回、いいかえれば、六年乃至九年おきに蔭を與えよう  
というわけである。これが容れられて、皇祐四年(一〇  
五二)の郊祀では、子と孫以外の期親は二回について一  
人、大功以下は三回に一人ときめられたが、七年のちの  
嘉祐元年、さきに述べた聖節の恩補が廢止された改正で、  
文武官ともにこの制限がより徹底された。それはたとえ  
ば、郎中や帶職員外郎であれば、最初の郊祀では子か孫

味した年功序列による陞進期間を短縮するなど振替える措置がとられたことが知られる。ここでできあがった制度がそれ以後南宋中期に至るまで循用されていたことは『慶元條法事類』の蔭補の各條に照し合わせて明らかである。なお『條法事類』には大禮の恩蔭申請のための詳細な手續が載せられているが、ここではそれに觸れない。

もうひとつ、北宋中期になって表面化する恩蔭濫賜の一方の雄である、皇親、外戚について若干つけ加えておくことにしよう。宋の皇帝は唐までのように、家柄すぐれた有力者たちとの婚姻を必ずしも望まず、むしろ逆にできるだけ低い出自の女性を後宮にいれようとさえした。従って外戚が政治に容喙するようなことは、文臣官僚體制の完成とも相俟って殆ど姿を消したが、反面、主として恩典によって武階を與えられた彼らがそれなりに生長し、高級文官官僚の子とともに、國都に巢喰う社會のこぶのような存在に定着していった。その最も顯著な例は、すでにふれた仁宗曹皇后の一門にみるができる。

慈聖光獻皇后曹氏は元豐二年に六十四歳で崩じたが、その恩蔭は誠に派手にばらまかれている。まず節度使で同中書門下平章事の肩書（使相）を持つ弟の曹偁は守司徒兼中書令という異數の稱號を與えられた。次に姪の六人は既に所持する中級以上の武階を特別に昇進させ、孫姪七人は二階級遷官し、まだ官位のなかつた孫姪七人は右班殿直、曾孫五人は三班借職とする。以下従弟、從姪ら三十數人は二官を遷し、白身五人は三班奉職、從姪孫の三十六人は一官を遷し、四十五人には三班借職を授ける。また女性の親屬たちも四十人以上が、郡君や縣主を與えられ、恩を蒙る者は百人を軽くこえた。<sup>66</sup> 皇后崩御の際の特例で、蔭補された者は約六十人であるが、遷官を得た者も殆どすべてが恩蔭出身者と認められ、また曾孫などはすべて幼兒と見なしうるなどから、外戚の恩蔭の小さくないことがうかがえる。この頃の、皇后、皇太后をはじめ、諸妃、公主の恩蔭規定は、『長編』（卷二二七）などで知られるが、實にこまかく親疎をわけてつべきポストをきめている。また聖節の恩蔭が中止された後も、彼女らに對してはそれが認められていた。北宋中ばの恩蔭削減の趨勢では、皇妃、外戚への風當りも強い。そこで元祐舊法黨の守り本尊であつた宣仁太后は、自ら範を垂れるべく、聖節・大禮・生辰の親屬恩澤を四分の一に減らしたが、次の徽宗時代に入ると、元の木阿彌に戻ってしまった。<sup>67</sup>

最後にこの皇妃や皇太后、あるいは宰相の大禮の恩蔭の時にあらわれる門客についてふれておきたい。門客の呼稱は、孟嘗君の昔から登場し、それぞれの時代に應じた性格を備えてきたが、宋代あたりまで下ると、家庭教師<sup>(68)</sup>かあるいは金持ちのパトロンのような役割りに變つてきている。宰執を除く一般の官員は、門客に恩蔭を貰うことが原則として禁じられているが、皇妃關係の恩蔭ではよく出てくる。母后の家では八年から十年に一人、太妃は十年に一人門客を奏することができ、實例を見ると、假承務郎（元豐以前の將作監主簿、從九品）が與えられ、假<sup>(70)</sup>という字が一字多いため、吏部の定期任用ルートに乗ることができぬと制限さえつけられている<sup>(71)</sup>。しかし官位のほしい金持や、皇妃のお氣に入り<sup>(72)</sup>が、何とか蔭補にあずかろうと熱望し、この門客という狭い門にくいさ<sup>(72)</sup>がったことはかすかな痕跡を通して十分うかがい得る。

### 第三章 任子と實職

この章では蔭補された子弟がそれ以後どのようななかたちで官員として實際に働くのかを探つてゆきたい。

#### (1) 蔭補の任官手續

これまでの幾つかの表でおわかりいただけるように、蔭補で與えられる官は、最高が文官は從八品の將作監丞、武官は三班使臣の東頭供奉官にすぎない。それ以外となると、特に文官の將作監主簿、祕書省正字、あるいは太常寺太祝、奉禮郎などという從九品の寄祿官は、専ら恩蔭をはじめとした流外出官者のために設けられた位階<sup>(73)</sup>と言える。さらに下つて試銜<sup>(73)</sup>とか太廟齋郎や郊社齋郎などは、京官寄祿に入りきらない選人待遇の位階である。このような肩書を貰った官僚の子弟たちにとって、さしあつたの特權は何かといえ、それぞれの位階に應じた給與の支給を受けることがあげられる。むろんその額は給料表四十數ランクの最下位に近く、北宋に例をとれば、最高給の宰相の月三百貫に對して、太祝、奉禮郎で八貫、將作監主簿で五貫、

武官の三班奉職と借職で四貫といふところである。<sup>(74)</sup>ただ、戦死者や殉職者の場合はまだよいとして、宰相クラスの数多い孫や曾孫が、太祝や奉禮郎を貰うと、現實には幼年、少年たちの月給のただどりといふことになる。従つて料錢のない京官などという名目が作られた場合もあつたらしいが、結局大勢は動かし得なかつた。ところがことが俸給だけならばある程度の財政膨脹として目をつぶれもしようが、問題は任子の實職任用の方にある。

慶暦の恩蔭規制が實施された直後に、當時御史中丞だつた張方平が、官員の總數をあげて、約二十年前の天聖年間には二〇〇〇以下の京官と朝官が、現在は二七〇〇〇、三班使臣（下級武官）四〇〇〇〇が六〇〇〇といつてゐるの<sup>(75)</sup>に對し、四十年あまりたつた元祐元年（一〇八六）、上官均は京官だけで二八〇〇、選人が一萬、大使臣（中級武官）が二五〇〇、小使臣が一萬三千と數えている。<sup>(76)</sup>その増加分の殆どすべてが、科擧以外の出身者、とりわけ恩補の人たちによつて占められてゐると人々は異口同音に指摘する。

恩補者の任官手續きは、前章であげた慶暦三年の規定の中に法文化されている。

(イ) まず選人待遇の任子は、二十五歳以上ならば、郊祀に當る年に半年の期限を設けて銓考試験を受けさせる。試験には兩制（翰林學士と知制誥）三人が立會い尙書省で行ない、科擧と同様に糊名謄録（氏名を伏せ、解答を胥吏が筆寫してから採點）する。文辭の習得者には論、詩、賦を問ひ、經書を希望する者は一經だけをテストし、ほかに律十問を出し半分解答できれば合格させて、選人任用の選に加える。そして京朝官三人の保證があれば遠隔地の判司簿尉につける。<sup>(77)</sup>

ここでいう遠隔地の判司簿尉とは、科擧合格者ならまず任命されない下級の幕職州縣官のいくつかのポストを指すが、その詳細は次節で述べる。

(ロ) 次に京朝官は、やはり二十五歳以上の者を、毎年歳首に國子監で審査する。試験内容は選人と同じである。實職（のち<sup>(78)</sup>にいう監當官）につかせること兩任（二期六年）で私罪なく、監司、知州通判など三人の保證があれば、親民官を授ける。三度試験を受けた者は下等の監當官を與え、兩任で私罪なく、先と同じ職責の五人の保證人がつけば親民官とする。<sup>(78)</sup>

ここで言う監當官とか親民官の説明も次節で行なう。

(ハ) 武官は (A) 弓や弩の技術を持つ者は軍頭司がテストし、一定の規準にあえば合格 (B) 書算ができれば、家狀を書かせて誤まり三字、錢穀の計算は五問中三問正しければ合格 (C) 六韜、孫吳の兵法受験希望者は十問中五問で合格、それに弓弩ができれば優秀 (D) 策(論文テスト)を望めば五問出し、三問で合格 (F) 武藝五事に書算ができれば優秀とし、その程度に應じて邊任の武官(將校)に任命し、優秀者は皇帝が引見して特別任用する<sup>(79)</sup>。

恩補の實職任命を二十五歳としたのはこれに先だつ天聖の令あたりからだ<sup>(80)</sup>が、慶曆の場合は寄祿官の蔭補そのものにも制限をつけ、嫡子と嫡孫は年齢を限らないが、ほかの子と孫は十五歳以上、弟と姪は二十歳以上で必ず五服の親と決められている<sup>(81)</sup>。ただこの年齢規定の主眼は幼少年の任官を制限する方に重點があり、任子は三十歳をすぎれば原則として任官が認められていた。

蔭補官の實職任用は、しかし、この規定の通り圓滑に運用されるとは限らなかった。宰相、外戚をはじめ、恩蔭の享受者たちは何かと機會をとらえ、特例を申請したり拔道を作ったりして、法規を骨抜きにする。かくて神宗の熙寧四年(一〇七一)、蔭補官任用規定に改革のながふられる。當然王安石も一役買っていたであろう中書省の原案は大約次の通りであった。

選人は恩赦のたびに臨時任用されるが、恩蔭ではじめて出仕する者は、二十五歳以上なら詩一首の試験だけで、實職につけられる。中人以下の才ならば、能力テストなしに仕事に入るため、しばしば職務がつとまらない。また、一任期がすんだあとの銓選では、判三道の試問がある筈なのに空文化してしまっている。そこで、一任期すんで次の任務につける前に、斷案(裁判問題)か、律令の大義五問もしくは議論三問を問ひ、その成績に應じて任命を加減する。もし不合格あるいは受験できなかつた場合は、三年たつて官を與えるが、縣令、司理參軍、司法參軍にはなれない。蔭補の京朝官と選人が最初に官途につく時は、二十歳以上の者に詩をやめて別の試験を課し、順位をつけて實職に任じ、優秀者は(科擧の)出身資格を與える<sup>(82)</sup>。

やや長い規定だが、要するに、蔭補の初任を二十歳にまで下げ、詩賦にかわって、法律、裁判など、實際政治に關係あるテストを行なうというわけである。なお、この文については若干補足説明を加えねばなるまい。宋初、入仕を求める人と選人の銓選には三通の判（裁判をはじめとした事件裁定の文章）の試験を課した。唐代吏部で實施された身言書判の遺意である。これが次第に有名無實化し、上の中書の言葉のようになってしまった。それにかわって選人全體といつても特に蔭補の初任官を對象として定制度化した制度が銓試に他ならない。さきの慶曆の選人任用の時のテストがそれで、その原型は十年ほど先だつ景祐元年に見られる<sup>(83)</sup>。王安石は全面的な人材登用制の改革の一環として、この銓試でも法律試験を採用したのだが、元祐の舊法黨時代二十歳がまた二十五歳にもどされ<sup>(84)</sup>、試験内容にも以後變動がみられる。たとえば、南宋紹興六年（一一三六）には、經義、詩賦、時義、斷案、律義の五部門が設けられ<sup>(85)</sup>、出官者はどれか一つを選ばされたが、十一年になると、前三者と後二者から一つづつ組合せて受験させられている<sup>(86)</sup>。南宋でも、任子の數は増える一方で對策に苦慮し、議論がくりかえされているが、結局根本がいじれないのならば、せめて銓試を嚴重にしようとする傾向が強く、ある時は、春秋二回行って合格者を七割したり、またある時は年一回で半分としたりあの手この手を使っている。これに對して受験者側も、たいして六ヶ敷くもない試験なのに替玉を頼むなどの不正行爲が目立ち、それがさらに制度を形式的に精密複雑化させる引金になっている<sup>(87)</sup>。なお、銓試は主として文官の選人・京官に對する用語で、武階の場合は呈試または拍試と呼ばれた<sup>(88)</sup>。

## (2) 蔭補の初任官

前節のような手続きによって、位階と實職を持った任子が一人前の官員として官界に登場するわけだが、では彼らは具體的にどんな仕事をするのであろうか。

まず太廟齋郎の位階を貰った者は、中・下州か中縣の判司簿尉の任につく。判司簿尉とは三京の軍巡判官、州の司理、司戸、司法參軍、そして縣の主簿と縣尉で、幕職州縣官の中でも最下位に位置し、それも州縣ランクが中・下ともなれば、科擧出身

者とは縁の遠いポストといえる。また郊社齋郎はそれよりさらに低い下州と中・下縣の判司簿尉を與えられる<sup>(89)</sup>。まともによければこのような下級幕職州縣官らでは、京官になる、つまり文官として入流することさえ遠い途である。

詩人として名高い梅堯臣は、父梅詢の蔭で太廟齋郎を與えられ、桐城、河南、河陽という比較的恵まれた三縣の主簿から、徳興の縣令、建徳、襄城の知縣をへて、監湖州鹽稅とうつり、ようやく選人から京官にのぼり、忠武軍（許州）、鎮安軍（陳州）の簽書節度判官を勤めた<sup>(90)</sup>。この間十任、二十一年の歳月が経過している。もし彼が歐陽脩らの有力者に才能を認められ、あとでふれる館閣の特別試験を受けて、進士出身の肩書をもらわなかったとしたら、せいぜい、從七品の國子博士くらいで、子孫への恩蔭もなく退職したことであつたらう。

一方、司馬光の父池の從兄浩の子司馬宣は、郊社齋郎から達州通川縣尉、華州司理參軍、解州聞喜縣尉と進み、そこで有力な保證推薦人を得て京官入りしたものの猗氏、新井の縣尉から鄧州、均州の通判に至るうちに七十の齡に達し、駕部員外郎で致仕した。なお彼の子はやはり郊社齋郎をもらい號州盧氏縣の主簿となっている<sup>(91)</sup>。

次に最初から京官の位階を授けられた任子にうつらう。法規の上では、

蔭補の京朝官は監當させて私罪なきこと八年で、歳入額の増減を問わず親民を與える<sup>(92)</sup>。

という文章が何回かみられる。知州や知縣などのいわゆる牧民の官が親民官と呼ばれるのに對して、宋代に入って急激に重要性を増した鹽稅を筆頭とする專賣業務、あるいは商稅徵集、倉庫管理、その他多くの財務擔當の下級官員は監當官あるいは監臨物務官と總稱されるようになる。恩補出身の京官がまず監當官のポストにつけられたことは十分留意すべきである。ここでもさきの規定の具體例を一つだけあげておこう。翰林學士胥偃の息子で、將作監主簿（從九品）に蔭補された元衡は、のち特別試験で進士出身資格を得るまで、監在京染院、監內衣庫、監皮角庫と國都の監當官ばかり歴任している<sup>(93)</sup>。

ところで、國都開封には外戚をはじめ高級官僚たちが最も多く住んでいたことはいままでもなからう。從つて彼らが子弟のために、國都周邊のポスト獲得に血眼になるのもまた當然である。すでに仁宗の天聖年間、開封府知事から御史中丞に任ぜら

れた王璘が、三司（大藏省）と開封府の諸曹參軍や、開封府下各縣の縣丞、縣尉となった貴遊の子弟が、驕惰で役に立たぬと嘆いて<sup>(94)</sup>いるところにもその一端がうかがわれるが、胥元衡の例からも明らかのように、在京の諸司庫務と總稱される七十數ヶ所に及ぶ財務官廳や倉庫<sup>(95)</sup>などは有力者の任子のねらいどころだった。勿論、政府としては、こうしたポストをできるだけ彼らに與えぬようにいろいろ對策は講じはしたものの効力<sup>(96)</sup>のほどは疑わしい。

なお、監當官のポストにも監當資序と呼ばれる何段階にも分けられたランクづけがある。また、監當官は必ずしも文官ばかりでなく、むしろ蔭補の武官の方が多いかとも思われる。さきほどの在京諸司庫務を例にとると、その官制は、はんでおしたように、京朝官、諸使使副、三班、内侍幾々人と書かれている。内侍すなわち宦官を除くと諸司使、諸使副使、三班使臣はすべて幾つかの武階のグループ別の呼稱である。時と場合によっては文階の恩蔭よりも武階を貫う方が、監當官などの實職に早くつけるし、また多少の面子を氣にしなければ、實入りの方も悪くなかったとみえて、大臣クラスの子弟で武階を貫っている者も稀ではない。そのためもあってか、蔭補三班使臣の初任官は、監在京諸倉の職につけないという命令<sup>(97)</sup>なども見えるが、どこまで守られたかわからない。最後に殆ど監當官に終始した恩補武官の一例を加えておこう。

司馬光が惚れこみ、元祐舊法黨時代、中書侍郎にまで進んだ傅堯俞の祖父傅珪は、科擧に失敗の後、駕部員外郎知印州だった父世隆の蔭で武階最下級の三班借職となった。その後寄祿階は三班奉職から右班殿直とたった二階級上ったにすぎぬのに、監潭州酒稅をふり出しに、齊州離濟賽酒稅、廬州巡檢、一旦官を去った後、監趙州倉、知新樂縣となってまたも官を去り、監博州酒稅で六十一歳の生をおえた。<sup>(98)</sup>

傅珪自身はこのように監當官を實職とする低い武官であったが、父祖の官戸としての地位を曲りなりに繼承し、次の科擧官僚傅堯俞につなぐ役割だけは果たしたということができる。



任子たちの大部分は選人として幕職州縣官か京官であれば監當の實職（差遣）につくが、有力者の子弟であればあるほど、そのあとの昇進に特例の便法がはりめぐらされている。その一つに強力な推挽者を得て、自分の文章などを献上し、翰林學士院や中書舍人院で特別試験を受け、科擧出身者と同等の資格を與えられる道がある。國初草創時代、節度使の支配體制を皇帝の息のかかった文官支配にかえて行く段階では、比較的多くこうした恩典が施されたふしがみられる。開寶六年（九七三）の、宋のために戦って死んだ三人の子弟がそれぞれ進士出身、同三傳出身、同學究出身を賜わった例<sup>(99)</sup>にはじまり、至道二年（九九六）、五品以上の官の任子は、これまで攝太祝が與えられていたものを、すべて同學究出身にするとか、あるいは、景德元年（一〇〇四）の宰相李沆の子弟に同進士出身を與えるとかいったところにそれがうかがえる。一口に科擧合格者の資格といっても、進士科の及第、出身、同出身、明經科の學究、三傳、九經などの出身と同出身といふように細分化されており、進士の場合は、本來は成績上位から何グループかに分けて、及第、出身、同出身が授けられていた。恩蔭で問題となる資格は主として進士科の方に限られる。

やがて、科擧制が定着してくると、從來のように安易にその資格が與えられなくなる。郊祀や聖節の際に、進士及第と出身の授與を願ひ出ではならぬとか、大臣クラスの者の娘婿に對し、及第はいけなが出身と同進士出身ならよいといった曲折<sup>(103)</sup>へて、慶曆から嘉祐年間には、大臣や臣僚は子弟と親舊のために進士出身を賜わるよう乞うことはできぬとの禁令がくりかえ<sup>(105)</sup>されている。しかしこれまた實際は逆で、有力者ほど、致仕や即位その他の恩典を利用し、あるいは自分の推薦で形ばかりの試験を受けさせて、資格を獲得することが、むしろ日常化さえているのである。<sup>(106)</sup>

『宋會要』の選舉、賜進士の項には、北宋期の二百人ばかりのこうした資格取得者のリストが見えるが、そのうち恩蔭出身と斷定できる者が六割に達する。十四歳で童試出身を賜わり、神童の名を恣いままにし、のち宰相にまで進んだ晏殊は、景德二年五月、詩、賦各一首のテストで進士出身と祕書省正字の位階を手にいれた。なお殊の弟の頴は兄より六年遅れて大中祥符四年、宮中の便殿で三問題のテストを受けて進士出身、子供の晏承裕は、晏殊の執政（副宰相）時代の康定二年、王績、韓繹、

李孝孫ら太祝の位階を持つ執政の子らとともに同じく進士出身を賜わっている。新興文人官僚の大ボスであった晏殊とその子弟は、本當に科擧の激しい競争にかち抜いて來たわけでは決してなかった。また、參知政事宋綬の子で、藏書の量と豊富な學殖をうたわれ、『春明退朝錄』の著者として名高い宋敏求とその弟敏修、宰相龐籍の息子で元豐時代の官制などに關する詳しい記述『文昌雜錄』を著わした龐元英なども、蔭補、賜進士出身のコースを辿った人物である。

進士出身の資格が何故必要かといえ、それがなければ、任子は少くとも高級官僚に進むことが甚だ困難だったからである。<sup>(107)</sup>宋代、科擧合格の資格を持つ有出身人と、そうでない無出身人は、選人、京官、朝官とすすむ寄祿官の遷官の過程ではっきりと區別されていた。それは現今のわが國における大藏官僚などのエリートコースとそうでないコースとの區別に酷似している。大官の子弟たちが、父と同じ、あるいはそれ以上の高級官僚になろうとすれば、どうしても有出身のルールにのる必要がある。先の宋敏求は、政治家としては特別の活躍もしなかつた<sup>(108)</sup>に、館職を與えられて『唐書』や『實錄』の編纂に加わり、右諫議大夫（從四品）まで進んだ。そして彼の九人の男兒のうち五人までは恩補の京官寄祿を受けたが、無出身人のままであれば、こんなことはとても望めなかつた。

任子の中には、恩補の位階を持つにもかかわらず、實力で科擧試験に立向おうとする氣概と實力を備えた者もあつた。そこで彼らのために科擧の時に特別の受験場と合格の枠が作られ、鎖廳試と呼ばれた。その内容は荒木敏一氏の『宋代科擧制度研究』にも觸れられているから、ここでは省略するが、王安石新法時代の有能な政治家であり、また『夢溪筆談』の科學的記述で著名な沈括をはじめ、宋初の宰相范質の義子范貽孫、同じく宰相李迪の子李承之など、その例をまま見ることができる。

科擧出身の資格とならんで、いま一つ有力者の任子がねらう出世の早道に館職がある。將來の高官を約束された俊爽のプールのため、下級館職が設けられていたことは前稿で述べたところだが、有力者の推薦により、考試という手續で、恩蔭子弟もこれにありつこうとした。さすがに皇帝の方でも、館職の安賣りはできず、のちに宰相となつた張士遜が樞密副使の時、任子の友直のために館閣校勘を求めた際も、仁宗はそれを認めず、その代り館閣で讀書させるといふ臨時措置を講じた。<sup>(109)</sup>

しかし、これまた時と場合で變り、飛ぶ鳥も落す勢いの宰相呂夷簡や、同じく宰相張知白となると、それまでの館閣讀書という實績をバックに、子の呂公綽、張子思のために館職試験を求め、集賢校理と祕閣校理をもぎとってしまった。<sup>(10)</sup>

### おわりに

科擧出身者にくらべると、恩蔭出身者が下風に置かれていたことは否めない。宋代では、たしかに科擧官僚が壓倒的な優勢を誇つてはいたというものの、恩蔭出身者として、場合によっては高官となり宰相の座にすわることもできた。試みに北宋時代、國初から蔡京に至るまで、五十五人の宰相の男子を『宋史』や傳記類で洗ってみると、約二百人が數えられる。その中で、恩補を受けたと明白にわかる者は、夭折者や廢疾者を除いて、驚くなけれ九十九パーセントを超える。それに對して、宰相の息子で本當に實力によつて科擧の難關を突破した者は、先にあげた二人や、王安石の子王雱、司馬光の子康（ただし明經科）など僅か十人あまりにすぎない。

呂夷簡や韓琦など、巨大なファミリーをかかえる有力宰相は、息子たちだけでなく、孫、曾孫、姻戚に及ぶまで、それこそくまなく恩蔭と任官の網をはりめぐらす。その中で將來ファミリーを繼承してゆく素質を持つと思われる者のために、進士出身や館職の資格が手段を盡して求められる。宋代の宰相には、なるほど、呂蒙正、李迪、王曾らの狀元出身者をはじめとして、科擧の上位出身者が少なくない。しかし目を轉ずれば、賈昌朝、陳執中、梁適など、恩蔭出身者も混っており、執政クラスにもそれが稀ではない。宰相、大臣ほどにはならなくても、二百人近い北宋の宰相の男兒のうち一割乃至二割は侍從と呼ばれる高級官僚になっている。たとえば宰相王旦の甥王質は、太常寺奉禮郎に蔭補されたが、のち學士院に文を投じて召試され、この當時はまだ貰うことができた進士及第の資格を得た。そのあとの彼の選官は順風満帆で、殿中丞、太常博士で集賢校理の館職も加えられ、祠部、度支、司封員外郎から郎中という典型的なエリート進士出身のコース（王安石、司馬光も同じ）を進み、

やがて、天章閣待制（侍從）となったが、惜しくも四十五歳<sup>(11)</sup>で病歿した。普通の恩補選人であれば、京官はおろかまだやっと中級の幕職州縣官をさまよう年齢である。

宋代、高級文官官僚や外戚にとっては、恩蔭制度は決して功臣への單なる御氣嫌とり政策ではなく、彼らが特權と勢力を維持し次の世代に譲り渡してゆく、一つの重要な柱の役割を果していたということができよう。家柄・婚姻で結ばれた古い世襲貴族にかわる新しい官僚貴族にとつてもこの制度は切り離すことはできない。

他方、宋の恩蔭制度は、下級官僚にとつても重要な意味を持っていた。墓誌銘や行狀など傳記類を使い青山定雄氏が丹念に調べられた宋代地方別の官僚の系譜や、最近の二、三の研究結果からも知られるように、中級以下の州縣の、中央とつながらない、宋代の用語を使えば堂除（皇帝直接の差遣）ではないポストは、知縣クラスでもその殆どが非進士出身者で占められ、とくに南宋の場合は、それが地縁、血縁的に結びあわされていることさえ稀でない。そしてまた、唐までとは比較にならぬほど重要度と員數を増した各種財務官員や廣域警備官である巡檢などのポストは、その大部分が恩蔭出身者によつてうめられていた。ここでは、恩蔭制度は、科擧を通じて産みだされた上級地方官や中央官僚たちの補完的な役割を演じていたわけであり、科擧制の普遍定着化と恩蔭制度整備の相關關係の原因の一つもそこに求められる。さらに、下級の蔭補をうけた任子たちにとつて、重要な關心事に高級官僚と同様、官員の家としての特權の維持がある。彼らの父は、員外郎クラス、あるいは州縣の知事という場合が多い。自分は望みはないが、時間と環境を與え経費を投入し、子孫に進士合格者を作り、家の擴大再生産を願うことに、彼らは熱をいれ、事實それが實現する場合も少くなかった。

ごく大雑把に言えば、科擧合格者は心血を注いで勉強し、そのため才能は豊かで、人格、識見に富むという認識は宋代にも一般的であった。神宗時代の論客上官均は、進士、蔭補、胥吏出身、納粟補官（買官）の順で官員の優劣を述べている。<sup>(12)</sup>これに對して北宋末の楊時のように、科擧は寒士無祿の者が、やむなく受験するもので、進士が任子より優秀とするのは後世流俗の論だ<sup>(13)</sup>とまるで唐代かと疑うのような發言をする者もある。宰相や大臣たちの恩蔭を調べていると、現在われわれが漠然と考

えているほど、宋代の恩蔭は軽い内容と意義のものではなく、楊時の意見もそれなりに背景があつたといえよう。そして年平均に直して、四百人から五百人という一回の科擧の合格者と少くとも同じ数の恩蔭出身者がいて、それがまた完備した官僚體系の實際の擔い手として働いていたことは、宋代官僚制度の特色の一つとして記憶されておいてよからう。

注

- (1) 趙翼『二十二史劄記』卷二五、宋恩蔭之濫。蔭子固朝廷惠下之典、然未有如宋代之濫者(中略)。非惟開倖進之門、亦徒耗無窮之經費、竭民力、以養冗員、豈國家長計哉。
- (2) 李燾『續資治通鑑長編』(以下『長編』)と略稱、丁數は浙江書局本)卷四〇一〇、至道二年九月甲午。詔、壽寧節、賜翰林學士・兩省五品・尚書省四品以上一子出身、先是、近臣因誕節、或以疏屬求蔭補、至是、始爲限制、非其子孫及親兄弟、多寢而不報。
- (3) 『長編』卷六四一三、景德三年十二月丙申。東上閣門使忠州刺史曹利用等、以承天節、各乞奏補其子、樞密院言、諸司使副、非遇郊禋、皆無此例、遂罷之、簽書樞密院事韓崇訓亦乞奏補其族、詔以爲右侍禁、始用副使及知院事例也。
- (4) たとえば『長編』卷六七一一二、景德四年十一月戊子。令樞密院、條上南郊承天節・皇族諸親延賞恩例、先是、每有朝慶、皇族皆過希龍澤、上謂陳堯叟等曰、若盡遂所請、即勤勞王事之臣、能不以此爲辭。などという記述にその一端がうかがえよう。
- (5) 『長編』卷七八一一一、大中祥符五年八月甲子。上封者言、伏覩文武官以郊禋誕節、補任子弟官者、多年在幼稚、坐食廩祿、有窮經潦倒之士、下位沈滯之人、常增浩歎、望行條約、上令輔臣、議其事、特限年立制、議尋不行。
- (6) 『長編』卷八八一七、大中祥符九年十二月壬申。臣僚經南郊承天節、奏蔭骨肉、止一次陳乞、無得重疊。ただこの禁令は、三年に一度南郊が行なわれる年には聖節とダブらして恩蔭を乞うてはいけないということかも知れぬ。
- (7) 『長編』卷九二一四、天禧二年十二月丁酉。詔、文武官、自今承天節、除子孫外、自餘宗屬及已食祿者、不得奏薦。
- (8) 『長編』卷一三三二二、慶曆元年五月壬戌。孫沔又奏、國朝自景德祥符間、屢行大禮、旁流慶澤、凡文資自帶職員外郎、武職自諸司副使以上、每遇南郊、及知雜御史刺史以上、逐年聖節、並許奏蔭子孫弟姪、雖推恩至深、而永式未立、今臣僚之家及皇親母后外族、皆奏薦略無定數、多至二三十人、少不下五七人、不限才愚、盡居祿位、未立襪襪、已列簪紳、或自田畝而來、或從市井而起、官常之位已著而僕隸之態猶存(下略)。
- (9) 「范文正公政府奏議」上、答手詔條陳十事(『長編』卷一四三一一、慶曆三年九月)。
- (10) 前注の上奏の二曰抑僥倖の部分。(前略)自眞宗皇帝以太平之業、與臣下共慶、恩意漸廣大、兩省至知雜御史以上、每遇南郊並聖節、各奏子充京官、少卿監奏一子充試銜、其正郎・帶職員外郎、並諸路提點刑獄以上差遣者、每遇南郊、奏一子充齋郎(中略)、假有任學士以上官、經二十年者、則一家兄弟子孫、出京官二十人、仍援次陞朝、此盤進之極也、今百姓貧困、冗官至多、授任既輕、政事不舉、俸祿既廣、刻剝不暇、(中略)臣請特降詔書(中略)每年聖節、更不得陳乞。
- (11) 『長編』卷一六三三八、慶曆八年二月甲寅。(前略)、文臣兩制・兩省少卿監以上、每歲奏蔭子弟。
- (12) 『長編』卷一五八一六、慶曆六年四月壬子。(前略)張方平又言、臣竊聞、近有恩官、將來聖節、自大卿監以上、陳乞恩澤、並依舊者(下略)。

(13) すでに仁宗の慶曆年間で、張方平は、吏部の選人の銓選において、

一任、二年半のポストにつき、罷任、候差、待闕などを合計すれば、五、六年でも一任にならぬと言っている(『長編』卷一五八—一六〇)。

ことは四十年のちの元祐年間でも同じで、大抵一官之闕、在任與夫已授、而又擬之者、凡三人、故自得替、如不該移、令待試法之中否、須近一年而後擬差、必待闕三年而後就職、七年之間、方成一任(『長編』卷三八六—六、元祐元年八月の上官均の言)。とみえる。

(14) 『長編』卷一六九—三、皇祐二年八月己未。侍御史何郟又言(前略)、

臣檢會、文武臣僚奏薦親屬條制(中略)、總計員數、自公卿以下、至庶官子弟、以蔭得官、及他橫恩、每三年爲率、不減千餘人、舊制雖以服紀親疎、等降推恩、然未立年月遠近爲限、所以恩例頻數、臣僚蔭盡近親外、多及疎屬、遂致入仕之門、不知紀極、(中略)臣欲乞、今後文武臣僚官序、合每歲遇乾元節得奏薦親屬之人、除子孫依舊外、期親・候遇郊禋、許奏一人、其餘親屬、再郊禋、許奏一人(中略)、如此等級裁減、一年內可省入官數十人(下略)。

(15) 『長編』卷一八二—八、嘉祐元年四月丙辰。(前略)於是、詔、見任

二府・使相・宣徽・節度使・御史・知雜、悉罷乾元節恩蔭(中略)、自是、每歲減入流者、無慮三百員。

(16) 趙昇『朝野類要』卷五、引年致仕の項。古之大夫、七十而致仕之例也、古則皆還其官爵於君、今則不然、故謂之守本官致仕、惟不任職也、若雖未及七十、但昏老不勝其任、亦奏請之、故曰引年。

(17) 『宋會要輯稿』(以下『會要』と略稱)職官七七の致仕の項にはこれらに關する記述が集められている。致仕の恩補者に對しては、曾敏行の『獨醒雜志』卷二に、國朝、自章聖(眞宗)始命、致仕者給半俸、然非得旨者、不與、遵唐制也、唐人致仕、非有勅、不給俸、今致仕者、例給其半、與舊制異矣。とみえ、また『長編』卷一〇五

—一八、天聖五年十月には蔭補された幼少者と關係して無料錢京官の語もあり、俸錢を支給されなかつた場合もはじめはあつたようである。また致仕官の轉官規定は『長編』卷二二八—一六、熙寧三年

十二月辛巳にくわしい。

(18) 『長編』卷九五—一三、天禧四年正月庚申。(前略)、(王嗣宗)中丞日、嘗忿宋白郭贊邢昺、七十不請老、屢言於上、請勅其休致、又遣親屬、諷激之。

(19) 『會要』職官七七—三九、皇祐三年十二月二十四日。詔、應文武臣僚年七十以上、未致仕者、更不許考績、或於國有功、於民有惠、理當旌賞者、不在此限。とか、同書、七七—四〇、治平四年五月八日、

樞密院言、年七十致仕、雖有著令而臣僚少能自陳、近日內外大使臣、多致監司體量、昏老疾病到闕、尚乞繁難差遣者、近已將老病昏昧、及歷任中不曾顯立勞効、及有過犯者、並直除致仕及令尋醫。などとくに武官を中心に七十致仕の勵行をはかっているが、やがて文官は七十、武官は八十という條制まで作られている。『會要』職官七七—五七、元祐六年五月六日。監察御史徐君平言、文臣致仕、以年七十爲斷、而武臣年七十者、猶與近地監當、至八十乃致仕。

(20) 『會要』職官七七—二九、開寶九年六月。以國子博士周維簡、爲虞部郎中致仕、仍以其子縉爲盩厔縣主簿。

(21) 致仕の恩蔭については、王林『燕翼貽謀錄』卷五の致仕推恩の項に沿革がまとめられている。

(22) 『長編』卷一〇四—三三、天聖四年十月壬辰。詔、郎中以上致仕者、

自今、與一子官、時都官郎中熊同文請老、自言、更不願分司監當、止乞錄二子、各末科出身、既許同文守本官致仕、仍特補其一子太廟齋郎、因著爲例。

(23) 王林『燕翼貽謀錄』卷五、致仕推恩に、明道元年二月甲子、又詔、

員外郎以上致仕者、錄其子、爲祕書省校書郎、三丞以上爲太廟齋郎。とみえる。

(24) 『長編』卷一八二—八、嘉祐元年四月丙辰。(前略)凡致仕恩、大

兩省以上降一等、郎中・員外郎、許奏子孫若弟姪一人、毋得奏同宗無服之親、三丞以上、止與親屬親便官。

(25) 『慶元條法事類』卷二二、職制門、蔭補の條の薦舉格、臣僚致仕の

項。

(26) 『慶元條法事類』卷二二、恩澤、薦舉令。諸中大夫至朝奉郎、及武功至武翼大夫、乞致仕。而不願轉官者、受勅三日內、本州取索文狀、保明連奏、聽補本宗總麻以上親壹名、中大夫至中散大夫、武功至武翼大夫帶遙郡者、蔭補外、聽陳乞親戚一名恩澤。

(27) 葉適『水心文集』卷三、任子。何謂自員郎致仕、即得蔭補、爲一書、人臣以子任官、亦國之重事也。其與之、宜當於義而稱於恩、使朝廷錄功紀舊之意、有所表見、今自舉主而改官、率十餘年而至員郎、由常調入仕、不過佐郡而止、其功業未有以異、然且從而官其子（下略）。似たような意見は『長編』卷一八一五、至和二年九月辛巳にもみえている。

(28) 『長編』卷二〇一八、景祐四年十一月己亥朔。中書言、虞部郎中魯傑、九月七日請致仕、十月七日降勅、錄其子九齡、爲試校書郎、而傑以九月二十五日卒、（中略）、當追還所錄恩、詔特與之。

(29) 廖子孟大夫知磁州、疾病、有幼子方五六歲、極愛之、欲授以致政恩例、然於法、親投告、方得恩澤、既奏而病加劇、藥飲不下、但心口微溫、棺斂之具已備矣、如此幾十餘日、人皆以爲死矣、一日致仕告至、適會一權州者非人、素不喜、瘞遣一官親往、令面付、郡官頗爲憂之、無以爲計、既至牀下、白以致仕告至、廖輒開目、遽自起坐、含笑、兩手授之、受畢復臥、遂長往。『長編』卷二二六九、によれば、廖子孟は熙寧四年には都官員外郎で通判乾州だったことが知られ、それからあまり年月もたたずに、せいぜい郎官程度で致仕を願ったと推定される。

(30) 『文獻通考』卷三四、選舉考、任子。徽宗宣和元年の項。（前略）朝請至朝奉郎、得致仕恩、雖亡在給勅後、皆得蔭補、至若中大夫以下及武功・武翼大夫、已求致仕、而受勅不在生前者、乃格其恩不與、於是而有以疾危而致仕、身謝而未受勅者、則其家往々匿哀須臾、仍以不及親授、不與霑恩者多矣。

宋代の恩蔭制度

『朝野類要』卷五で、官員不祿、先乞守本官致仕、續奏身故者、緣致仕、合有蔭補恩澤也。とある次に、太中大夫以上不祿者、既奏致仕、後上遺表、則又有遺表恩例。と書き加えているのはそうした方向を暗示する。

(32) 『宋史』卷一七〇、職官志、蔭補の遺表蔭補、あるいは『慶元條法事類』卷二二、蔭補の薦舉令。

(33) 『慶元條法事類』卷二二、蔭補の薦舉令。

(34) たとえば、卷二二、恩澤の淳熙元年正月十八日の勅では、臣僚所得致仕遺表恩澤、（中略）以其子之長幼次序承受、如諸子皆已有官、先奏補諸子房下最長孫一名、其餘恩澤、却依諸子房分次序、奏補請孫承受、其長孫房已受恩澤者、論次到日、自合豁除、若有恩澤壹名、只得奏長孫、如論奏諸房已足、尙有餘數恩澤、却依長子房分次序奏。

(35) 『慶元條法事類』卷二二、恩澤の隨勅申明によれば、淳熙七年（一一八〇）には恩蔭申請期間が十年であるが、十年のちの紹熙元年には十五年までのばす新法ができていたことが知られる。

(36) 『長編』卷四四一五、咸平二年六月戊午條。

(37) 『長編』卷四三〇一〇、元祐四年七月丁酉。武騎尉曹侁子諱言、（中略）、欲乞於遺表骨肉恩澤十八人内、與文資。

(38) 『長編』卷五六一一七、景德元年七月丙戌條の最後の部分に、錄其三弟一子甥、及妻之兄子、皆賜同進士出身とある。『宋史』卷二八二の李沆傳をみると彼の弟のうち、李贊は國子博士、李源は太子中舍、李維は進士出身、子の宗簡は大理評事という位階が知られ、甥の蘇昂と妻の兄の子朱壽は同進士出身を賜わったとある。この中で、李贊の國子博士だけが、科舉出身者は原則としてつかぬ位階である。

(39) 『長編』卷二六七七八、熙寧八年八月癸卯。詔、韓琦子忠彥、候服闋、除直龍圖閣、又詔、孝彥・純彥・陞一任、端彥遷一官、賜孫治進士出身、子嘉彥・孫深・洽・誠・女之子王幾道、並文資按排、用遺奏恩也。

(40) たとえば『長編』卷一〇〇—二二、天聖元年五月乙亥。錄故監乾寧軍獨流塞屯田務・殿直耿達子信超、並爲下班殿侍、以達捕賊鬪死也。とか、卷一二二—二、寶元元年五月丁未。錄故襄陽縣尉劉道濟子初、爲郊社齋郎、以道濟出捕寇、渡漢江溺死故也。といった記事が大半である。

(41) 『長編』卷三一—一七、元豐四年三月癸巳。中書戶房言、諸因戰陣及捕盜陷沒、其親屬錄用充承奉郎以上、及使臣・三班差遣・借差・殿侍、雖年小未該出官、其俸錢衣糧、乞與支給、仍著爲令、從之。

(42) 『長編』卷一三七—三、慶曆二年六月乙未。環慶部署司言、沒於行陣將校之子孫、或錄一人至三人。

(43) 『長編』卷三三一—二二、元豐五年十二月乙亥の條。

(44) 進奏官の内容は『長編』卷二三一—一五、太平興國七年十月にくわしくのべられており、その數も約二百となっている。『宋史』卷一五九、選舉志、補蔭之制にも、太宗踐極、諸州進奏者、授以試銜及三班職。とある。

(45) 王栎『燕翼貽謀錄』卷三、進奉人等第推恩。乾興元年、仁宗皇帝登寶位、八月令學士院、試諸州進奉賀登位人、曾學進士・試大理評事、曾學諸科・試祕書省正字、餘試校書郎、不願試人・太廟齋郎、凡四等。

(46) 『溫國文正司馬公集』卷二六、論進賀表恩澤劄子。(前略)竊見、諸路轉運使・提點刑獄・知州軍等、各遣親屬、進奉賀登極表、至京師、朝廷不問官職高下・親屬遠近、一例推恩、乃至班行・幕職・權知州軍、或所遣之人、不係親屬者、亦除齋郎及差使殿侍、此蓋國初承五代姑息藩鎮之弊、故有此例(中略)、其進表人、若係五服內親者、或乞等第授一官、其五服外親及不係親屬者、並量賜金帛罷去、庶幾少救濫官之失。

(47) 『長編』卷二〇二—二二、天聖二年二月癸亥。

(48) 『長編』卷一〇五—二〇、天聖五年十二月辛卯。祕書監致仕胡旦、復上其所撰演聖通論七十二卷・唐乘五十卷・五代史略四十三卷、將

帥要略五十三卷、辛卯、以旦子彤、爲將作監主簿、仍詔襄州、增且月給米麥。

(49) 『長編』卷二一五—一、景祐元年七月壬辰。

(50) 『長編』卷一一五—一五、景祐元年八月辛酉の黃鑑、彼は太常博士(從七品)で普通なら恩蔭を貰えない。

(51) 『長編』卷三七八—一七、元祐元年五月の賈黯、同卷三九一—一五、同年十一月の宋敏求など。

(52) 『長編』卷一一八—二、景祐三年正月の李宏の子允、同卷二二九—一五、康定元年十一月の孫暨の子日新の例。

(53) 『長編』卷一八—八、太平興國二年三月。太祖受禪、文武五品以上、皆得蔭子弟。同、卷三九—四、至道二年四月、先是五品以上官任子、皆攝太祝。

(54) 『長編』卷二九—八、端拱元年閏五月己丑。近制、宰相子起家、即授水部員外郎、加朝散階、呂蒙正固讓、止授九品京官、自是爲例。なお宰相の子が水部員外郎(從七品)で起家した例は沈倫の子沈繼宗にもみられる(『宋史』卷二六—四)。

(55) 『長編』卷七〇—一九、大中祥符元年十二月甲辰。詔、提點刑獄朝臣使臣、不限品秩、及諸班・諸軍都虞候、並與一子恩。同じような規定は翌年二月にも出されている(卷七一—五)。

(56) 『國朝諸臣奏議』卷七四、上仁宗論蔭補旁親之濫。臣謹按、唐制五品以上・蔭孫、三品以上・蔭曾孫、而無蔭兄弟叔姪之文、今文官自知雜御史以上、歲奏一人、自帶職員外郎以上、三歲奏一人、武官自橫行以上、歲奏一人、自諸司副使以上、三歲奏一人、又無兄弟叔姪曾孫之品限、而旁及疎從、所以入流浸廣、仕路益雜(中略)、以下有致道富人、使爲官者、故于兄弟叔姪之制、未遑議也。

(57) 王栎『燕翼貽謀錄』卷三、奏薦以服屬。國初奏薦之制甚寬、不拘服屬遠近、天聖四年、始詔、臣僚奏薦子弟、須言服紀、不許奏無服之親、冒奏者、不以赦原、其後又以服屬之親疎、爲奏官之高下、可謂



良法。

(58) 『長編』卷一〇五一—八、天聖五年十月。是月、翰林侍講學士刑部侍郎孫奭奏、臣有孫男四人、雍雄維雅、即今並是右班殿直、竊聞、近勳、今後文官、只許奏蔭文資、臣之四孫、雖是條貫以前奏蔭、其如尙屬幼稚虛請奉錢、幸處公朝、實不遑息、欲望並與改無料錢京官所冀克遵明詔、不墜素風、詔、從之。

(59) 『長編』卷一〇九—四、天聖八年十二月庚午。詔書、考次國朝以來文武官之子孫、合預推恩者、以聞。其曾任中書樞密院及使相子、並爲校書郎、或三班奉職、弟姪孫爲試寺監主簿、少卿監以上爲太廟齋郎、節度使・上將軍子、爲三班奉職、餘爲借職、大將軍至刺史以上子、爲借職、餘爲下班殿侍・三班差使。

(60) 『范文正公政府奏議』上、答手詔條陳十事。(前略)、臣請特降詔書、今後兩府并兩省官等、遇大禮、許奏一子充京官、如奏弟姪骨肉、即與試銜(中略)、其轉運使及邊任文臣、初除授後、合奏得子弟身事者、並候到任二年、無遺闕、方許陳乞、(中略)、其正郎・帶職員外郎、并省府推判官、外任提點刑獄以上、遇大禮、合該奏薦子孫者、須是在任及二周年、方得陳乞。

(61) 『宋史』卷一七〇、職官志、臣僚大禮蔭補。宰相・執政官、本宗・異姓・門客・醫人各一人、東宮三師・三少至諫議大夫(權六曹侍郎侍御史同)、本宗一人、寺長貳・監長貳・祕書少監・國子司業・起居郎・舍人・中書門下檢正・尙書省左右司郎官・樞密院檢詳、若六曹郎中・殿中侍御史・左右司諫・開封少尹、子或孫一人。

(62) 『宋史』卷一五九、選舉志、補蔭之制。淳熙九年、始詔、減任子員數、自宰相・執政・侍從・卿監・正郎・員外郎、分爲五等、每等降殺以兩、酌中定爲止數、武臣如之、宰相十人、執政八人、侍從六人、中散大夫至中大夫四人、帶職朝奉郎至朝議大夫三人、通減三分之一、於是冗濫漸革。

(63) 本論では殆どふれなかったが、蔡京時代の恩蔭氾濫をまとめた記事の一つだけ紹介しておく。司諫李會言、比年・大臣子弟、僅能勝

衣、即筮從列、遇大禮、亦得奏補、其稚年顯貴、身既濫矣、未有子、而移蔭他人、是疊濫也(中略)、至蔡京拜相、不數年、子六人孫四人、同時爲執政從官、宰相鄭居中子修年億年、劉正夫子阜民阜民、余深子章兄清、王黼子闕、白時中子彥暉、執政蔡卞子仍、鄧洵仁子襄、鄧洵武子雍、並以曲恩倖例、列於從班(『文獻通考』卷三四)。

(64) 『宋史』卷一一二、選舉志、補蔭之制。紹興七年、中書舍人趙思誠言、孤寒之士、名在選部、皆待數年之闕、大率十年不得一任、今親祠之歲、任子約四千人、是十年之後、增萬二千員、科舉取士不與、將見寒士有三十年不得調者矣。

(65) 『長編』卷一七三—八、皇祐四年九月甲辰。詔、今後文武臣僚(中略)、其每遇郊禮、合奏得親屬者、除子孫依舊外、其餘期親、候再遇郊禮、許奏一名、其大功已下、三遇郊禮、許奏一名。

(66) 『長編』卷三〇三—六、元豐三年三月乙丑の條。  
(67) 『長編』卷四一九—八、元祐三年閏十二月甲寅。(前略)、制、今後、每遇聖節・大禮・生辰合得親屬恩澤、並四分減一、皇太后・皇太妃準此。

(68) 陸游『老學庵筆記』卷三、秦檜の十客の一人に數えられる曹冠が、檜の孫を教えて門客と呼ばれたことなどはその一例である。

(69) 『長編』卷一八七—四、嘉祐三年二月己巳には、禮部貢院言、近制不許臣僚門客受恩澤とあり、また同、卷三四—二四、元豐七年正月壬子には、環慶路副總管曲珍言、子下死事、蒙推恩六資、乞與婿、及召門客・教諸弟姪・候境任差使、具名奏乞、詔曲十二女、候出嫁、夫與三班借職、所乞召門客、不行。とみえる。

(70) 『宋史』卷一五九、選舉志、補蔭之制。(元祐五年)、舊法、母后之家、十年一奏門客、而太妃未有法、紹聖初、詔、皇太妃用龍輿節奏親屬恩、廻授門客、自是、太后每及八年、太妃十年、奏門客一人、與假承務郎、許參選。その實例は、『長編』卷四八四—一六、元祐八年六月の太妃門客兪彥章などをあげられる。

(71) 前注の規定より先行する元豐の薦舉令では、門客、因蔭補而授官者、

並不許參選と明記されている（『長編』三八〇—七、元祐元年六月）。

(72) 『長編』卷三四七—九、元豐七年七月。（前略）王安石の弟安禮、安禮喜結四方豪富、如杭州俞縉、東南大姓、賈販小人、未嘗爲安禮門客、特以賄交、去歲大禮、遂奏縉、爲假承務郎。この表現では門客となつていればそれは不法がまだしも、そうでない者すら、門客扱いにして恩蔭の假承務郎を與えたという論旨になる。

(73) 試術とは、王楙の『燕翼貽謀錄』に、國初、假試官、乃以恩澤補授、不理選限、太宗皇帝即位、牧伯皆遣子弟、奉方物爲賀、悉以試七選、吏部南曹赴調引對、始授以官、自後假試、方得齒仕版矣（なお『長編』卷一八一—八、太平興國二年三月の條參照）、とあるように、最初は正規銓選ルートからはずされたグループだったが、のちには『宋史』卷一六九、職官志、試秩に見られるように、次の太廟・郊社齋郎より上位、正規の京官寄祿より下に置かれる任子たちに與えられた位階となっている。

(74) 『宋史』卷一七一、職官志、奉祿匹帛の項。なお俸給制に關しては、衣川強「宋代の俸給について」（『東方學報』京都四一）を参照されたい。

(75) 『長編』卷一五八一—六、慶曆六年四月壬子。權御史丞張方平言、臣向在翰林爲學士、見天聖中具員、兩制兩省官不及三十員、今已五十餘員、及領御史中丞、見本臺天聖班簿、京朝官不及二千員、今二千七百餘員、又嘗領三班院、見景祐中使臣不及四千員、今六千員、又領吏部流內銓、約在銓選人、僅以萬計。

(76) 『長編』卷三八六—六、元祐元年八月辛亥。（前略）、今之士大夫列於版籍者、可謂至冗矣、京官自承務郎至朝議大夫、凡二千八百餘人、選人一萬餘人、大使臣二千五百餘人、小使臣一萬三千餘人。

(77) 『長編』卷一四五、慶曆三年十一月丁亥。（前略）、凡選人年二十五以上、遇郊、限半年、赴銓試、命兩制三員、鎖試于尚書省、糊名謄錄、習辭業者、或試論詩賦、詞理可采、不達程式、爲中格、習經業

者、人專一經、兼試律十道、而通五爲中格、聽預選以上經兩試、九選以上經三試、至選滿、有京朝官保任者三人、補遠地判司簿尉、無學者、補判司參軍、或不赴試、亦無學者、永不預選。

(78) 前注の續き。京朝官年二十五以上、歲首赴試於國子監、考法如選人中格者、調官兩任、無私罪、有監司・知州・通判保舉官三人、入親民。經三試、朝臣保舉者三人、與下等釐物務、兩任無私犯、監司或知州・通判保舉者五人、入親民、願易武弁者聽。

(79) 前注の後文。凡三班、試弓弩於軍頭司、力及而射有法、爲中格、習書算者、三班院書家狀、誤纒三字、算錢穀五事、通三爲中格、習六韜・孫・吳書、試義十、而通五爲中格、兼弓弩爲優等、願試策者聽之、五通三爲中格、或習武藝五事、馳射嫻敏、通書算者、亦爲優等補邊、在武藝不群・策詳而理暢、爲異等、引見聽旨。

(80) 『長編』卷四七一—一七、元祐七年三月戊申。臣僚上言、任子舊制、天聖令、以蔭出身、應授職任者、選滿、或遇恩放選、或因奏乞、皆年二十五歲、乃許注官。

(81) 注(79)の後文。蔭長子孫、皆不限年、諸子孫須年過十五、若弟姪須年過二十、必五服親、乃得蔭。

(82) 『長編』卷二二七一—一、熙寧四年十月壬子朔。中書言、選人每因恩赦、例與放選、以致奏補初仕之人、年二十五以上、試詩一首、方許注官、猶爲無取、其間有才能者、須俟及年、頗爲淹滯、中才以下、亦未嘗試其所能、使之釐務、往々廢職、及銓曹舍注官人、例須試判三道、因循積弊、遂成虛文、今欲應得替合守選人、歲限二月八月以前流內銓投狀、試斷案二道、或律令大義五道、或議三道、法官同銓曹主判官、撰式考試、第爲三等、申中書、上等免選注官、入優等者、依例・超例升資、無出身者、賜出身、如試不中、或不能就試者、及三年、與注官、即不得入縣令・司理・司法（中略）、奏補京朝官選人、初出官、罷試詩、年二十以上、許投乞試、如所試依得、放選等第、即與差遣、優等賜出身、試不中、或不能就試、如年及三十者、即與差遣（一部『宋史』卷一五八、『文獻通考』卷三四にて字句を

修正)。

(83) 王林『燕翼貽謀錄』卷一、吏銓試書判。建隆三年(中略)、詔、今後應求仕及選人、並試判三道(中略)、後因銓部姑應故事、不分臧否、雖文繆書不成字者、亦令注官、故眞宗景德元年八月、令銓試引對、竇所試書判、以備奏御(中略)、景祐元年正月、遂廢書判、爲銓試。

(84) 『長編』卷四七一、元祐七年三月戊申。(前略)熙寧開、峻立試格、凡試中、許年二十注官、由是闡增冗員、臣願並復天聖故事、詔令吏部立法・申尙書省、本部今修立下條、諸有出身人・年二十以上、無出身人・年二十五歲以上、聽赴選、非應免省者、候試中注官、年雖未及、而願先試者聽。(中略)、並從之。

(85) 李心傳『建炎以來朝野雜記』甲集卷二三、初出官人銓試。銓試者、舊有之、凡任子若同進士出身人、皆赴、建炎兵火之後權停、紹興三年始復、無出身人、許習經義・詩賦・時議、或刑統義・斷案。

(86) 李心傳『建炎以來繫年要錄』卷一四一、紹興十一年九月癸亥。言者乞、命有官人、銓試、並兼習兩場、故事、銓試有官人、分五場、曰經義、曰詩賦、曰時義、曰斷案、曰律義、願試一場者聽、議者謂、試之以經義・詩賦・時義者、欲使之通古今、試之以斷案・律義者、欲使之明法令、乞令二者、各兼一場、庶使人人、明古今、通法令、而無一偏之失、事下吏部、乃命任子如所請。

(87) 『會要』選舉二六ノ一以降には、南宋の隆興以後の銓試に關するまとまった記事が集められており、ここに述べたような事實がみえる。

(88) 『朝野類要』卷二、武臣奏補人、銓試弓馬者、謂之拍試、并挑試律文。なお、前注の『會要』銓試の項にも呈試、拍試の用語が散見している。

(89) 『宋史』卷一六九、職官志、吏部流内銓諸色入流及循資磨勘選格に、太廟齋郎、入中下州判司、中縣簿尉、郊社齋郎、(中略)、入下州判司、中下縣簿尉とある。この判司簿尉や州のランクによる選人のポストの違ひは、拙論『宋初の寄祿官とその周邊』の第一章を参照されたい。

宋代の恩蔭制度

れたい。

(90) 歐陽脩『歐陽文忠公文集』卷三三、梅聖俞墓誌銘。  
(91) 司馬光『溫國文正司馬公集』卷七九、尙書駕部員外郎司馬府君墓誌銘。

(92) 『長編』卷一〇六一、天聖六年十一月甲辰。詔審官院、蔭補京朝官、監當及八年、而無私罪者、不以課利增虧、與親民。なお同書卷一〇一三、天聖元年八月己未では八年が六年になっている。  
(93) 曾鞏『元豐類藁』卷四三、都官員外郎胥君墓誌銘。  
(94) 『長編』卷一〇四一、天聖四年三月壬午。(中略)、王臻建言、三司・開封府諸曹參軍、及赤縣丞、用貴游子弟、驕惰不習事、請易以孤寒登第・更仕宦・書考無過者、爲之。

(95) その内容は周藤吉之「北宋における提舉在京諸司庫務司と提點在京倉草場所の興廢」(『白山史學』一四)でべられている。  
(96) 『長編』卷一〇一九、天聖元年四月乙未。詔審官院、監在京庫務、並選嘗歷任京朝官、其補蔭子弟、雖經監臨、而失陷官物者、毋得差。

(97) 『長編』卷五六一一、景德元年七月乙未。詔、三班使臣、以補蔭未歷事者、不得令監在京諸倉。

(98) 『溫國文正司馬公文集』卷七八、右班殿直傅君墓誌銘。  
(99) 『長編』卷一四一三、開寶六年三月。先是、詔、朝臣有將命遠方死王事者、得錄其子、於是右贊善大夫陸光佩子坦、賜進士出身、監祭御史王楷子克、同三傳出身、右補闕吳光輔子用之、右贊善大夫劉師道子傳慶、並同學究出身、皆就學士院、試所業、然後命之。

(100) 『長編』卷三九一四、至道二年四月。先是、五品以上官任子、皆攝太祝、上謂宰相曰、膏粱之族、官勳固已繁、子孫仕宦者、多至四五人、每覃慶、中書皆授攝官、未幾即補正員、不數十年、遂通閭籍、此甚弊政、亟宜革之、丁未、詔、自今、止賜同學究出身、依例選集。

(101) 注(38)に既出。

(102) このほか、王林『燕翼貽謀錄』卷四には、國朝、自眞宗時、法令變

寬、臣僚或以恩澤及所轉官、爲子孫乞賜科名、則召試而授之(中略)、大抵皆公卿大臣、牽於人情、而不可拒者、積日累月、不可數計。と述べられている。

(103) 『長編』卷一〇四一一、天聖四年六月乙未。詔、臣僚因南郊・或乾元節、奏薦親屬、自今、毋得乞進士及第并出身。

(104) 『長編』卷一一四一三、景祐元年四月、辛丑。賜光祿寺丞劉杞同進士出身、其妻父・樞密副使李諳爲請也、仍詔、自今、獻文及恩例與試者、更不賜及第、但賜出身・同出身。

(105) 『長編』卷一四六一六、慶曆四年正月丙戌。詔、自今、臣僚毋得以奏薦恩澤、及所受命、爲親屬、乞賜科名。同書、卷一八三一八、嘉祐元年七月癸丑。詔、大臣、自今、無得乞子弟及親舊、賜進士出身。曆から嘉祐時代、大臣の子弟、あるいはその推薦による賜進士出身は決して減っていない。

(107) 南宋時代の『朝野類要』卷三には、元非科舉入仕、而特蒙大用、或賜同進士出身、方可執政、蓋國朝法也と書かれている。

(108) 『琬琰集刪存』卷二、宋諫議敏求墓誌(范鎮撰)。

(109) 『長編』卷一〇四一八、天聖四年五月辛卯。詔、館閣校勘、自今、毋得增員、時樞密副使張士遜、請以其子友直、爲校勘、上謂、館閣所以待天下英俊、不可私授、止令於館閣讀書、且降是詔。

(110) 『會要』選舉三一一二八。天聖十年二月十九日。學士院試大理寺丞館閣對讀書籍呂公綽、賦稍優・詩稍堪、光祿寺丞・館閣對讀書籍張子思、賦堪・詩低次、詔、公綽充集賢校理、子思充祕閣校理。なお

この處置に對し、歐陽脩はのちに嚴しく非難を浴せている(『長編』卷一四五、慶曆三年十一月癸未)。

(111) 『范文正公文集』卷一三、尚書度支郎中充天章閣待制王公墓誌銘。

(112) 青山定雄「宋代における華北官僚の系譜について」(『聖心女子大論叢』二二)以下同氏による地域別の同様な論考が六つほどある。

(113) たとえば、森田憲司「成都氏族譜小考」(『東洋史研究』三六一三)、伊原弘「南宋四川における定居士人」(『東方學』五四)。

(114) 『長編』卷三八六一七、元祐元年八月辛亥。(前略)、竊見、今之自文職入流者凡四、進士・補蔭與夫納粟得官・百司胥吏是也、自武職入流者凡三、武舉・補蔭與夫百司胥吏是也。計其才行、可以居官治事者、納粟・胥吏不如補蔭、補蔭不如進士・武舉。(中略)、彼貴游子弟、恃其父兄之蔭補、類多驕惰不學、但僅通經義、稍成文詞者、則必中選、就令屢試不中、年及三十亦得出仕。

(115) 『楊龜山語錄』卷四、(前略)、且資蔭得官、與進士官、孰爲優劣、以進士爲勝、以資蔭爲慊、此自後世流俗之論、至使人恥受其祖父之澤、而甘心工無益之習、以與孤寒之士、角勝於場屋、僥倖一第、以爲榮、是何見識、夫應舉、亦自寒士無錄、不得已、藉此進身耳、如得已、何用應舉。

(116) たとえば、國都開封の諸官廳や、周圍の縣官のポストが、呂公著の子弟姻戚によってどれくらい握られていたかを、劉安世は詳細に數えている(『長編』卷四二三一、元祐三年八月辛丑)、この呂氏については衣川強「宋代の名族——河南呂氏の場合」(『神戸商大人文論集』九ノ一・二)の論考がある。